

令和 2 年川西町議会

第 2 回定例会会議録

開会 令和 2 年 6 月 8 日

閉会 令和 2 年 6 月 1 9 日

令和 2 年 川 西 町 議 会  
第 2 回 定 例 会 議 録

( 第 1 号 )

令和 2 年 6 月 8 日

令和2年川西町議会第2回定例会会議録（開 会）

招集年月日	令和2年6月8日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	令和2年6月8日 午前10時 宣告	
出席議員	2番 弓仲 利博      3番 福山 臣尾 4番 堀 格      5番 松村 定則      6番 安井 知子 7番 福西 広理      8番 伊藤 彰夫      9番 石田 三郎 10番 寺澤 秀和      10番 中嶋 正澄      12番 芝 和也	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村 匡正      副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和      総務特別参事 江畑 幸男 子育て支援担当理事 奥 隆至      会計管理者 福本 誠治 総務課長 石田 知孝      総合政策課長 喜多 勲 税務課長 西川 直明      住民保険課長 大西 成弘 長寿介護課長 岡田 充浩      教委事務局長 吉岡 秀樹 事業課長 山口 尚亮 事業課結崎駅周辺整備事業室長 松下 正嗣	
	監査委員 西田 亜希子	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 中川 辰也 モニター係 安井 洋次	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	3番 福山 臣尾 議員	4番 堀 格 議員

## 川西町議会第2回定例会(議事日程)

令和2年6月8日(月)午前10時00分開会

日 程	議案番号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		会期の決定
第 3	報告第 3 号 報告第 4 号 報告第 5 号	諸報告 令和元年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書 令和元年度川西町水道事業会計予算繰越計算書 定期監査報告について
第 4	承認第 9 号	令和元年度川西町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分について
第 5	承認第 10 号	令和2年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について
第 6	議案第 30 号	令和2年度川西町一般会計補正予算について
第 7	議案第 31 号	令和2年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第 8	議案第 32 号	令和2年度川西町水道事業会計補正予算について
第 9	議案第 33 号	川西町認可地縁団体印鑑条例の一部改正について
第 10	議案第 34 号	川西町税条例の一部改正について
第 11	議案第 35 号	川西町手数料条例の一部改正について
第 12	議案第 36 号	川西町体育施設条例の一部改正について
第 13	議案第 37 号	ぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正について
第 14	議案第 38 号	川西町介護保険条例の一部改正について
第 15	議案第 39 号	川西町水道事業給水条例の一部改正について
第 16	同意第 2 号	川西町公平委員会委員の選任について
第 17	同意第 3 号	川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について
第 18	同意第 4 号	川西町農業委員会委員の任命について

(午前10時00分 開会)

議長（福西広理君） 皆様、おはようございます。

これより令和2年川西町議会第2回定例会を開会いたします。

なお、今定例会におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策のため、出席者全員にマスクの着用を求めますので、御了承ください。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町議長（竹村匡正君） 議員の皆様、おはようございます。

本日ここに、令和2年川西町議会第2回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

また、平素より町政運営に関しまして格別の御理解、御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、今なお世界中でまん延しております新型コロナウイルスですが、我が国においては、流行の拡大が収まった結果、先月、全国での緊急事態宣言が解除され、社会経済活動の再開に向け、各種施策や対応が打ち出されている状況にあります。

本町におきましても、今月より幼・小・中学校の本格的な再開、町管理施設の利用開放、行事・イベントについては条件付きながら再開を認めるなどの措置を決定した次第であります。しかしながら、収束に向かいつつあるとはいえ、ウイルスの脅威が完全になくなったわけではなく、第2波、第3波と再流行のおそれもあることから、感染を避けるための新しい生活様式、手洗い、マスクの着用、3密を避けるなどの下、感染予防対策を徹底していくことが全国民に求められております。

町役場においても注意深く状況の把握に努めるとともに、引き続き感染拡大防止対策などの徹底に努めてまいり所存です。

そのような中、本定例会に提案いたしておりますのは、令和元年度並びに2年度特別会計補正予算の専決処分承認案2件、令和2年度一般会計並びに特別会計・事業会計補正予算案3件、条例の一部改正案7件、人事同意案件3件であり、特に補正予算案の大半が新型コロナウイルス感染症対策に関するものとなっております。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

議長（福西広理君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番 福山臣尾議員、4番 堀 格議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より19日までの12日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福西広理君) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より19日までの12日間と決定いたします。

日程第3、諸報告に入ります。

報告第3号、令和元年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書及び報告第4号、令和元年度川西町水道事会計予算繰越計算書につきましては、お手元に配付しておりますので、御清覧おき願います。

次に、報告第5号、令和2年3月から令和2年5月期までの例月出納検査の結果報告が提出されておりますので、西田監査委員に報告を求めます。西田監査委員。

監査委員(西田亜希子君) 監査報告。

令和2年3月から令和2年5月期に実施いたしました例月監査の結果を御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定により、令和元年度並びに令和2年度の川西町一般会計及び特別会計並びに企業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、3月期及び4月期は福西監査委員、5月期については堀監査委員とともに、会計管理者並びに事業課長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などについては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、ここに御報告申し上げます。

令和2年6月8日

監査委員 西田亜希子

議長(福西広理君) 以上で諸報告が終わりました。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第4、承認第9号、令和元年度川西町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分についてより、日程第18、同意第4号、川西町農業委員会委員の任命についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福西広理君) 異議なしと認め、議案の朗読を省略します。

お諮りいたします。

日程第4、承認第9号、令和元年度川西町国民健康保険特別会計補正予

算の専決処分についてより、日程第15、議案第39号、川西町水道事業給水条例の一部改正についてまでの承認案2件、議案10件を一括上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(福西広理君) 異議なしと認め、一括上程といたします。

当局の説明を求めます。

竹村町長。

町 長(竹村匡正君) それでは、御説明いたします。

まず、承認第9号、令和元年度川西町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分についてでございますが、これは、医療費の療養給付費が年度末に急激に増加したことに伴い、国民健康保険団体連合会への支払いに不足を生じることとなったため、歳入歳出にそれぞれ24万8,000円を増額する補正予算の専決処分をいたしましたものであります。

次に、承認第10号、令和2年度住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分についてでございますが、これは、当会計の令和元年度決算において、歳出総額1,258万2,000円に対し720万9,000円の歳入不足が見込まれたことから、この不足額を令和2年度予算により前年度繰上充用を行うためのものであり、出納整理期間中に行う必要があることから専決処分をいたしましたものであります。

以上2件が承認案件でございます。

次に、議案第30号、令和2年度川西町一般会計補正予算について御説明いたします。

今回の一般会計の補正予算は、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対応に係る諸事業の執行予算と令和2年度分の社会資本整備総合交付金の交付決定に伴う所要額の確保、そして、川西小学校普通教室を活用した学童保育所の増設に係る予算確保が主な内容となっております。

まず、新型コロナウイルス感染症対応の諸事業であります。歳出予算では、第1款総務費で新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業費として7,977万2,000円、第4款衛生費で保健センター費として360万円、第8款教育費で川西小学校におけるGIGAスクール構想前倒し実施等に係る関連事業費2,694万1,000円、そして、式下中学校における対応経費の川西町分担金861万6,000円、これら合計いたしまして1億1,892万9,000円を計上しております。

このうち、第1款総務費の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業費におきましては、1.水道基本料金を6カ月免除するための上水道事業会計への繰出金、2.公立幼稚園・小学校・中学校の園児・児童等を抱える家庭のための給食費や学校教材費の助成費用、3.インターネット環境がない家庭の児童に貸与するための学習用パソコン整備費、4.ひとり親世帯等を支援する臨時特別の給付金事業費、5.町内商工業者を支援

するためのクーポン券の発行や新商品開発を支援するための経費を計上しているところでございます。

また、社会資本整備総合交付金の交付決定に伴う補正予算として、第6款道路橋梁維持費に道路舗装補修費として4,500万円を、さらに、学童保育所増設に係る補正予算として、第3款民生費の放課後児童対策費で219万7,000円を見込んでいるところであり、その他、自治総合センターコミュニティ助成金や消防団員の退職報奨金などの追加費用を含め、歳出予算補正額として1億6,883万4,000円を計上いたしたところでございます。

一方、これに係る歳入予算でございますが、第14款国庫支出金では、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金6,506万2,000円、防災安全交付金1,638万9,000円など、合計9,143万5,000円を、第19款繰越金では、前年度繰越金として5,864万3,000円を、第21款町債公共事業等債では1,470万円を、その他歳入を含め、総額で1億6,883万4,000円を見込んでおりまして、歳入歳出予算総額をそれぞれ68億7,871万2,000円に増額するようお願いするものであります。

令和2年度川西町一般会計補正予算の説明は以上でございます。

次に、議案第31号、令和2年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございますが、これは、介護保険制度の改正等に伴い、他市町村と連携して行う基幹システム（COKAS-R）の改修に要する経費について51万3,000円の増額をお願いするものでございます。補正後の歳入歳出予算総額で10億4,056万4,000円を予定しているところでございます。

次に、議案第32号、令和2年度川西町水道事業会計補正予算についてでございますが、これは、新型コロナウイルス対応として、水道料金の基本料金の6カ月免除を実施するに当たり、営業収益の減とシステム改修のための営業費用の増が見込まれること、また、これに見合う一般会計繰出金の受入れによる営業外収益の増が発生することから、相当の収益的収入及び支出の予定額の補正を行うものでございます。

予算関係に係る説明は以上でございます。

次に、条例その他の議案について御説明いたします。

まず、議案第33号、川西町認可地縁団体印鑑条例の一部改正についてでございますが、これは、同条例の登録資格者、登録事項及び登録抹消に関する規定において、地方自治法及び地方自治法施行規則の改正により、引用条項及び用語が変更されたことに伴い、改正するものでございます。

次に、議案第34号、川西町税条例の一部改正についてでございますが、これは、令和2年度の地方税法、同法施行令等の改正に伴い、町民税、固定資産税、軽自動車税、法人税、たばこ税、その他所要の規定整備を行う



とともに、新型コロナウイルス感染症等の影響緩和のため急遽、公布・施行された改正地方税法等に対応し、徴収猶予等の特例措置を講ずるための規定整備を行うものでございます。

次に、議案第35号、川西町手数料条例の一部改正についてであります。

これは、住民基本台帳カードの交付・再交付事務及び個人番号通知カードの再交付事務が廃止されたことに伴い、当該手数料を削除するとともに、認可地縁団体に係る証明手数料について、その内容及び金額を明らかにするため、別表の改正を行うものでございます。

次に、議案第36号、川西町体育施設条例の一部改正についてであります。

川西町中央体育館武道場の空調設備及び温水シャワー設備が整備されたことに伴い、武道場の空調使用時の使用料並びにシャワー室の使用料を新たに追加するほか、体育施設の使用実態に即し、使用方法及び使用料の見直しを行うものでございます。

次に、議案第37号、ぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正についてであります。町内に新たなグループホームが整備される中、ぬくもりの郷と近隣グループホーム施設との家賃の不均衡を勘案し、所得に応じた家賃の見直しを行い、利用者の負担の公平化を図るため、改正を行うものでございます。

なお、施行日は、令和3年4月、令和5年7月までは経過措置期間として激変緩和措置を講ずることとしております。

次に、議案第38号、川西町介護保険条例の一部改正についてであります。介護保険法施行令の改正に伴い、低所得者の保険料軽減措置を行うため、所得段階別に保険料率の引下げを行うべく、改正を行うものでございます。

次に、議案第39号、川西町水道事業給水条例の一部改正についてであります。水道法改正により、指定給水装置工事事業者の指定に5年ごとの更新制度が設けられたことにより、指定更新手数料を新たに定めるものであります。

承認第9号から議案第39号までの説明は、以上でございます。

よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

議長（福西広理君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの各議案については、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福西広理君） 異議なしと認め、総務建設経済、厚生各常任委員会に付託いたします。

なお、各委員会の開催は通告のとおりですので、お願い申し上げます。

日程第16、同意第2号、川西町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町長（竹村匡正君） それでは、御説明いたします。

同意第2号、川西町公平委員会委員の選任についてであります。現公平委員会委員の中川昌光氏が6月28日に任期満了を迎えますが、再任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、選任の同意をお願いするものであります。

何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（福西広理君） ただいま説明のありました同意第2号について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（福西広理君） 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第2号、川西町公平委員会委員（中川昌光氏）の選任について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（福西広理君） 賛成全員により、本案件は、原案どおり同意することに決しました。

続きまして、日程第17、同意第3号、川西町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町長（竹村匡正君） それでは、同意第3号、川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明いたします。

現固定資産評価審査委員会委員の杉岡良宏氏の退任に伴い、新たに、川西町大字結崎338番地の97、小倉千恵美氏を委員といたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、選任の同意をお願いするものでございます。

何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（福西広理君） ただいま説明のありました同意第3号について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（福西広理君） 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第3号、川西町固定資産評価審査委員会委員（小倉千恵美氏）の選

任について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (福西広理君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

ただいま御同意いただきました川西町固定資産評価審査委員会委員の小倉千恵美氏にお越しいただいておりますので、御挨拶を受けることにいたします。

小倉様、どうぞお入りください。

(小倉千恵美君 入場)

固定資産評価審査委員 (小倉千恵美君) このたび固定資産評価審査委員会委員に御選任いただきました、小倉千恵美と申します。

私は、平成3年より体育協会で社会体育行政に携わらせていただき、また、川西町社会福祉協議会に25年間勤務し、福祉行政で尽力してまいりました。

現在は、町スポーツ推進委員、町体育協会、川西スポーツクラブの役員の立場として、卓球を通じ、多くの町民の皆様とともに汗を流しながら、個人としては、卓球の競技者として現役を続けつつ、川西町学童保育所に勤務し、子どもたちと日々触れ合っております。

税行政は初めてであり、若干不安もありますが、皆様の御指導を仰ぎ、微力ではございますが、町行政の発展に尽力いたす所存でございます。

何とぞ御指導を賜りますよう、よろしく申し上げます。

簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

議長 (福西広理君) ありがとうございます。小倉様、よろしく願いいたします。

(小倉千恵美君 退場)

議長 (福西広理君) 次に、日程第18、同意第4号、川西町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案件につきましては、地方自治法第117条の規定により、6番 安井知子議員の一身上に関する事項でありますので、御退席願います。

(安井知子君 退席)

議長 (福西広理君) それでは、議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

竹村町長。

町長 (竹村匡正君) それでは、御説明いたします。

同意第4号、川西町農業委員会委員の任命についてであります。現委員の任期が7月19日に満了となるため、資料記載の14名を委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（福西広理君） ただいま説明のありました同意第4号について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第4号、川西町農業委員会委員（小森博文氏、上田和幸氏、中川昌光氏、小川壽治氏、木本久治氏、吉村利一氏、竹村元秀氏、石橋一泰氏、矢部 智氏、堀内甚三氏、寺澤伸和氏、浅井秀男氏、島田博司氏、安井知子氏）の任命について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（福西広理君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

安井知子議員に自席に着席いただきますので、しばらくお待ちください。

（安井知子君 入場）

議 長（福西広理君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

なお、6月19日午前10時より再開し、各常任委員会に付託されました各議案について委員長の報告を求めることにいたします。

また、明日は休会とし、6月10日午前9時に再開いたします。

ありがとうございました。

（午前10時29分 散会）

令和 2 年 川 西 町 議 会  
第 2 回 定 例 会 議 録

( 第 2 号 )

令和 2 年 6 月 1 0 日

令和2年川西町議会第2回定例会会議録（再開）

招集年月日	令和2年6月10日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	令和2年6月10日 午前9時 宣告	
出席議員	2番 弓仲 利博      3番 福山 臣尾 4番 堀 格      5番 松村 定則      6番 安井 知子 7番 福西 広理      8番 伊藤 彰夫      9番 石田 三郎 10番 寺澤 秀和      11番 中嶋 正澄      12番 芝 和也	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村 匡正      副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和      総務特別参事 江畑 幸男 子育て支援担当理事 奥 隆至      会計管理者 福本 誠治 総務課長 石田 知孝      総合政策課長 喜多 勲 税務課長 西川 直明      住民保険課長 大西 成弘 長寿介護課長 岡田 充浩      教委事務局長 吉岡 秀樹 事業課長 山口 尚亮 事業課結崎駅周辺整備事業室長 松下 正嗣	
	監査委員 出席なし	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 中川 辰也 モニター係 安井 洋次	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	3番 福山 臣尾 議員	4番 堀 格 議員

## 川西町議会第2回定例会(議事日程)

令和2年6月10日(水)午前9時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		一般質問
第2		総括質疑

(午前10時00分 再開)

議長（福西広理君） 皆様、おはようございます。

これより令和2年川西町議会第2回定例会を再開いたします。

本日におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策のため、出席者全員にマスクの着用を求めますので、御了承ください。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

それでは、質問通告順により、順次質問を許します。

6番 安井知子議員。

6番議員（安井知子君） 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得まして、一般質問させていただきます。

コロナウイルス対策について。

近年未曾有の危機、世界全体で460万人を超えた感染者、深刻な世界経済。やまない雨はない、明けない夜はない、ネバー・ギブアップを信じ、皆でこの先行きの見えない状況を打破していく中、日本政府は、経済緊急対策や非常事態宣言を発令し、国民には不要不急の外出自粛を要請しました。

景気対策として、特別定額給付金10万円を全国民に給付されました。また、川西町には6,500万円がコロナ臨時給付金として下りてきました。

そこで、町としてできることは何か、町にしてほしいことは何か。例として、妊婦に1万円のタクシー券の配布、企業や個人事業向けの支援として、税金等の支払い猶予、各種助成金の政策づくり、貸付制度等の施策、その他独自の施策を講じられるべきではないでしょうか。

川西町では、いろいろな事業を計画される中、水道料金の基本料分の免除を組み入れられました。そこにプラスして、町内の箱物、自治会館、憩いの家、集会所等の使用禁止期間中の水道、電気、ガス等の基本料の補助をお願いできないのか。また、カラオケ通信料定額の補助を希望されている自治会もあります。町の考えをお聞かせください。

一律10万円給付に際し、生活保護受給者の添付書類として、65歳以上は介護保険証と預金通帳のコピーでオーケーですが、若い人で運転免許証のない人は、保護受給証明を中和福祉でもらい、住民保険課に届けると、何か証明してくれるらしい。はっきりした説明はありませんでした。

そこで、今年度新しく着任された民生委員さんに保護受給者の名前を把握しているか尋ねたところ、知らないと返事をもらいました。守秘義務のある民生委員の主なる仕事は、受給者のお世話も含まれていると思う。何かにつけ個人情報という言葉の下、民生委員には受給者の名前を知らせていない。民生委員の仕事に落ち度があってはいけない。町との信頼関係の下、



名簿を渡すべきではないですか。

終わります。

議 長（福西広理君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） 安井議員の御質問、「コロナウイルス対策について」にお答えいたします。

まず、コロナウイルス対策に係る町の考え方についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の中、政府においては、4月16日に全都道府県を対象区域とする緊急事態宣言を発令、奈良県でも県対策本部より奈良県対処方針が示されました。

本町におきましても、2月20日に町長を本部長とする川西町新型コロナウイルス対策本部を設置、その後、町行動計画に基づき、必要な関連情報の提供やまん延の防止、町機関における対応等に関し協議を重ね、必要な措置を講じてまいったところでございます。

こうした状況にあって、政府は、感染拡大の防止、雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復、強靱な経済構造の構築など5項目を柱とする緊急経済対策を発表。この中で、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設するとされたところでございます。

これに対しまして本町では、町内協議や情報収集などを行い、対策事業の検討を進めてまいりましたが、最終的には、第1次配分限度額6,500万円余りを原資とした臨時交付金事業並びにコロナ対策で前倒し採択された国庫補助事業を合わせ、一般会計で総額1億1,800万円余りのコロナ対策関連補正予算を取りまとめ、今議会に上程させていただいたことは、議員御承知のとおりであります。

このうち、町独自の対策としては、水道基本料金の6カ月免除、公立幼稚園・小学校・中学校の学校給食費の年度内無償化、インターネット環境がない家庭の児童生徒へのパソコン貸与、ひとり親世帯等を支援する臨時特別給付金の支給、公立小学校・中学校の学校教材費の年度内無償化、町内商工業者支援のためのクーポン券発行、新商品開発支援などを計画しているところでございます。

臨時交付金の対象事業は、感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業とされており、臨時経済対策の5つの柱に即した内容であることが採択条件とされております。そのため、町においては、緊急に実施する対策と継続的に実施する対策のバランス、真に支援を必要とする人たちへの支援、特定の人に恩恵が偏らない公平性の確保などを念頭に、費用対効果にも配慮しながら、第1次配分の実施計画を取りまとめたところでございます。

こうした背景には、今般の臨時交付金の財源が基本的に赤字国債であり、最終的には現役世代・将来世代の税負担によって賄われるとの認識の下、

生活や経済を下支えし、持続的成長につなげ、また、将来の危機発生時に備える対策としては相応の事業重点化が必要との考えによるものでございます。

なお、議員お述べの町税の支払い猶予につきましては、地方税法等の改正を受けて、今6月議会で川西町税条例の一部改正案を提出させていただいたところであり、必要とされる町民の皆様においては、その制度活用も可能であると考えております。

いずれにいたしましても、今後、第2次配分や国の第2次補正予算による2兆円の追加臨時交付金の配分により、さらなる対策と実施計画策定が必要と考えており、議員お述べの自治会への支援につきましても、例えば町の感染防止対策や影響緩和のための取組に御協力いただく活動などに対し、国の臨時経済対策等の趣旨にのっとり、議員並びに町民の皆さんの御意見も伺いながら検討させていただきたいと考えております。

次に、特別定額給付金の添付書類についてお答えいたします。

特別定額給付金の給付申請に際しての添付書類としては、通常、本人確認書類として、顔写真付きの運転免許証やマイナンバーカード1点、顔写真付きの本人確認書類がない場合については、国民健康保険証や介護保険証などの公的書類に加え、振込先金融機関通帳のコピーの2点の添付が必要とされており、それに基づき事務処理を進めてきたところでございます。

御質問の生活保護受給者の本人確認添付書類については、65歳以上の方につきましては、顔写真付きでない介護保険証をお持ちいただいておりますので、申請を受理するには、介護保険証と通帳のコピーの2点が必要となりますが、保険証などの公的書類を全くお持ちでない方につきましては、保護証明申請時に福祉事務所生活保護担当ケースワーカー及び町の保護担当者により本人確認ができますので、中和福祉事務所が発行する保護証明書を公的確認書類とされているところでございます。

次に、民生委員の方に対して生活保護者名簿を渡すべきではないかとの御質問にお答えいたします。

昨年12月1日に、3年に一度の民生委員・児童委員の一斉改選が行われました。民生委員・児童委員については、地域における多様な生活課題の顕在化により、近年、期待される役割がますます大きくなっていると認識しており、日頃の委員の皆様の活動に対して、この場をかりて厚く御礼を申し上げます。

さて、民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員であり、同法第15条の規定により、職務上知った身上に関する秘密を守るという義務が課されております。民生委員の主な仕事は、住民の相談に応じ、助言など援助をするとともに、福祉サービスが必要とする人が適切に利用できるよう情報提供等を行うことでもあります。そのためには、関係機関との情報共有や連携が不可欠であり、町が保有す

る情報は、民生委員活動のための重要な基礎データとなると認識しております。

一方で、川西町では個人情報保護条例が制定されており、第9条で、個人情報の利用及び提供の制限が規定されていることから、その取扱いは、実施機関として条例に則した運用が必要でございます。

さて、御質問の生活保護受給者の名簿の提供でございますが、過去に異動者名簿の提供をしていたことがあると聞いておりますが、個人情報保護の観点から、個々のケースについては町の担当課である住民保険課を通じて中和福祉事務所に確認をした上で対応させていただきたいと考えております。

町の保有情報を民生委員に提供するには、あらかじめ本人の同意を得ておくことが最も確実かつ簡便な方法であり、個人情報の収集に際し、民生委員を含む関係者、関係機関への情報提供について明示しておくことが適切と考えております。

本町のように民生委員活動に必要な情報を住民保険課に限らず他部署でも扱っている場合には、民生委員担当課である健康福祉課から当該部署に対して、必要に応じ、本人同意の確認を依頼するなど、町全体として取り組んでいく必要があると考えております。

また、民生委員改選時においては、新旧民生委員同士での適切な引継ぎも重要と考えておりますので、民生委員児童委員協議会の中で周知していきたいと思っております。引き続き御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

議 長（福西広理君） 安井議員。

6番議員（安井知子君） お答えいただきました。その中で、今まで民生委員は名簿を頂いていたと思っております。それが急に頂けないという理由はまた詰めていきたいと思うんですけども、なぜこのようなことを申し上げましたかということ、民生委員の方は、このマスクの一番ないときに、3カ月ほど前ですか、マスクを作って配られました。そのときに、無差別に配らなければいけないので、70枚作って配られました。非常に御迷惑をかけたように思います。だから、「あなた、生活保護の受給者の名前、知らないの」と聞いたら「知らない」とおっしゃったので、びっくりしたんですよ。だから、何のための民生委員なのかということ、私は今、疑問に感じました。マスクを配布された民生委員さんに、今、この場でお礼申し上げたいと思っております。

終わります。

議 長（福西広理君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 今現在、民生委員さんにそういう名簿をお届けしていない理由は、先ほど申し上げましたとおり、個人情報保護条例が平成17年に制定されたことから、従来の運用とは変わってきたということでございます。

今後につきましては、あらかじめ保護受給者の方に個人情報を提供することに関して同意を頂いた上で対応していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思いますと思います。

以上でございます。

議長（福西広理君） 5番 松村定則議員。

5番議員（松村定則君） 皆さん、おはようございます。5番 松村定則であります。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止対策についてであります。

川西町役場の窓口では、透明のビニールを張るなどして、町民と職員との間仕切りを設置して新型コロナウイルス感染防止対策を取っておりますが、職員の出勤については、職員の感染で業務がストップする事態を避けるため、職員を複数班に分け、フレックスタイム等を活用した時差出勤や別室での業務に当たるなど、分散化に取り組む必要があるのではと思いますが、いかがお考えでしょうか。

2点目、災害発生時の避難所開設についてであります。

これから梅雨時期に入り、集中豪雨や台風などで災害が発生し、避難所を開設する必要があることを考えておかななくてはなりません。新型コロナウイルス感染症がまん延する状況において、避難所での感染リスクが高くなると考えられます。このような中、避難所を開設する場合、体育館やホールなどの空間では、密集・密接を避けるためのスペースの確保にパーティションなどの間仕切りを設置する必要があると考えます。

避難所での感染防止についてお聞かせください。よろしく申し上げます。

議長（福西広理君） 町長。

町長（竹村匡正君） 松村議員より、新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る対策について2つの御質問をいただきました。

まず、1つ目の「職員の感染で業務がストップする事態を避けるため、フレックスタイム制等を活用した時差出勤や別室で業務に当たる分散化に取り組むべきでは」との御質問でございます。

このことにつきましては、川西町新型コロナウイルス対策本部会議の場でも種々議論いたしました。まず、時差出勤については、本町職員の多くが公共交通機関を使用しない通勤であること、また、公共交通による通勤についても、中学・高校などの学校が臨時休校したことによる混雑緩和や、大都市と異なり、ピーク時の通勤混雑も顕著とは言えないことから、実施するまでには至りませんでした。また、別室での業務分散化についても、業務スペース確保の困難さや、仮に職員の中から感染者がでた場合に、別室で業務に当たっていた同じ所属の職員を感染のおそれがないとして引き続き職務に従事させられるか確信が持てず、実施いたしませんでした。

しかし、議員御指摘の業務停止の事態を避けるためのリスク管理として、職員間の接触を回避する取り組みは重要な視点と認識しており、そのため、

このたびのコロナ感染症対応で多くの民間企業が実施したテレワークや在宅勤務を可能とする体制整備が必要との考えの下、本町でもテレワーク、リモート会議のための環境整備費を今議会の補正予算に計上させていただいたところでございます。

これらテレワークや在宅勤務の実施に当たっては、個人情報への取扱いや職員の勤務管理をどうするかなど幾つかの課題もございますが、コロナと共存する社会においては、新たな職員の働き方について積極的に検討すべきだと考えているところでございます。

なお、これまでも公共施設の徹底した除菌対策、マスクの着用の義務化、健康管理及び衛生管理の徹底など、職員の感染予防対策に最大限努力してまいったところでございますが、今後は、新型コロナウイルスを含むパンデミック発生時におけるBCPの早期策定に取組、フェーズごとの職務体制や業務継続確保策の検討を進めてまいり所存でございます。

次の御質問の「災害発生時の避難所開設について」の避難所での感染防止対策についてでございます。

まず、避難場所となる施設内は、十分な換気と過密状態を防ぐために、避難された方同士の十分なスペースを確保することが重要とされており、そのためには、可能な限り多くの避難所の開設が必要とされております。しかしながら、本町のように面積的に小さな町では開設にも限りがあることから、一時避難所となる公民館の活用や、現状の指定避難所での感染防止対策の徹底を考えていかなければならないと思っております。

感染防止対策としては、新型コロナウイルス感染症対策の理解を深める住民周知が重要でございます。避難所ではどうしても過密状態になることが想定されるため、避難所以外で安全確保が可能な方は、感染リスクに鑑み、安全な親戚・知人宅等に避難することも一つの選択肢として御検討いただけるよう、広報やホームページで周知を行ってまいります。

次に、避難所へ行く必要がある住民の方については、感染防止対策を講ずることを十分理解していただいた上で、適切な受入れができるよう、協力を促してまいりたいと考えております。具体的には、指定避難所に来られた際に健康状態の確認ができるよう、非接触型の体温計を設置し、計測するとともに、発熱、せき等の症状が出た方については、他の方との接触を避けるため、現在検討を進めている隔離された専用スペースや特別な避難場所でお過ごしいただくことについて御理解いただきたいと考えております。

また、避難所での衛生環境の確保といたしまして、マスク、アルコール消毒液等を配置すべく準備を進めております。手洗い等のポスターを掲示し、手洗い・せきエチケット等の基本的な対策の徹底にも努めてまいりたいと考えております。

指定避難所施設内においては、できる限り十分な換気を行う必要がある

ことから、効率的に空気を循環させるサーキュレーターを配置する準備も進めております。残念ながら、現時点では、設置する非接触型の体温計や消毒液などの調達・確保が困難な状況ではありますが、入荷され次第、直ちに各施設への配置を進めてまいりたいと考えております。

町民の皆様の安全安心のため、今後も避難所における感染防止対策に努めてまいります所存でございます。

以上でございます。

議長（福西広理君） 松村議員。

5番議員（松村定則君） 御回答ありがとうございます。今まで川西町では感染者ゼロということで来ておりますが、これから第2波、第3波の感染も予測されますので、それを十分踏まえて対応を取っていただけたらありがたいと思います。

もし災害が発生したときに、避難所に行くのが怖いということにならないような対策を取っていただけたらありがたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（福西広理君） 8番 伊藤彰夫議員。

8番議員（伊藤彰夫君） 伊藤です。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

事前通告しておりますとおり、地方創生事業「いい町、ちかい町」についてでございます。

まち・ひと・しごと創生法が平成26年11月に公布されました。この法律は、地方創生を推進するため、人口減少や東京一極集中を食い止め、地方を活性化するための基本理念などを定めています。

これを受けて本町では、平成27年度に川西町人口ビジョンと川西町まち・ひと・しごと総合戦略を策定しました。総合戦略では、町民が夢や希望を持ちながら、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、いわゆる「まちの創出」、そして、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保、いわゆる「ひとの創出」、さらに、地域における魅力ある多様な就職機会を創出、いわゆる「しごとの創出」、これらを一体的に推進する上で必要となる施策をまとめています。本町は、その総合戦略に沿って地方創生事業に取り組んできました。その中で私が注目したのは、川西町まちの魅力発信事業「いい町、ちかい町」です。

本町は、県下でも知名度がさほど高くないことから、川西町のよいところを多くの人に知ってもらって、川西町に行ってみたい、住んでみたいと感じていただけるようにとの願いから始まったものと考えています。「いい町、ちかい町」のロゴの入ったポスターが町内外のあちこちで見受けられ、SNSでも発信され、川西町の知名度が上がり、大きなPR効果があったのではないかと考えています。

一方、本町の現状を見ますと、人口減少が止まらず、高齢化が進んでい

ます。これからは、今まで以上に川西町の魅力「いい町、ちかい町」を発信し、若い世代の人たちが川西町に住んで、安心して子育てすることができるまちづくりに力を入れて取り組んでいくべきと考えます。

そこで質問です。「いい町、ちかい町」というキャッチフレーズの下、本町の地方創生事業はどのような取組を行ってきたのでしょうか。また、「いい町、ちかい町川西」を今後どのように展開させていこうとお考えなのか、お尋ねいたします。

議 長（福西広理君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 伊藤議員の御質問、「地方創生事業「いい町、ちかい町」について」にお答えいたします。

川西町では、人口減少に歯止めをかけ、将来に向かって活力あるまちを維持するために、4つの基本目標を掲げ、地方創生に取り組んでまいりました。その4つの基本目標とは、「1.雇用を創出する」「2.新しいひとの流れをつくる」「3.若い世代の子育ての希望をかなえる」「4.時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る」でございます。各基本目標の主な取組といたしましては、1つ目の「雇用を創出する」では、唐院工業団地の拡幅事業を、2つ目の「新しいひとの流れをつくる」では、交通結節点であり町の玄関口である結崎駅周辺整備事業を進めております。また、3つ目の「若い世代の子育ての希望をかなえる」では、川西町版ネウボラ事業の推進、預かり保育や学童保育の充実、そして、4つ目の「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る」では、健診の充実、地域包括ケアシステムの充実、自主防災組織への支援などを進めているところでございます。

議員お述べの「いい町、ちかい町」の取組や基本目標の2つ目の「新しいひとの流れをつくる」取組として、川西町の魅力発信と認知度向上と、川西町に住むことに対する愛着や誇りの醸成をテーマに、国の地方創生交付金を活用して実施しているものでございます。

川西町の魅力は、コンパクトな町にあらゆるものが近い町であること、日常生活で必要となる施設がすぐ近くにある物理的な近さ、人と人との関係が近い心理的な近さ、この魅力を「いい町、ちかい町」というキャッチフレーズで表現し、様々な取組を進めているところでございます。

その一つは、認知度向上といたしまして、町ホームページに町の魅力をPRする特設サイトを開設し、フェイスブックやインスタグラム、YouTubeなどのSNSによる情報発信を行っております。加えて、約半年間、近鉄橿原線沿線の各駅やJR法隆寺、大和小泉駅において「いい町、ちかい町」のイメージアップ用広告看板を掲出いたしました。

また、まちの魅力体験といたしまして、インスタグラムを活用したフォトコンテスト、魅力体験ウォーキングイベント、子育て世代向けのイベント「スマイルフェスタ」を開催いたしました。

昨年度は、小学生による「かわにしこども課」を結成し、町の地場産業である貝ボタンを題材とした活動で子どもたちの川西町への愛着を醸成し、未来の川西町を担う人材育成の取組を開始しております。

今後の「いい町、ちかい町」の事業展開でございますが、引き続きこのキャッチフレーズの下、取組を進めたいと考えております。とりわけ令和2年度及び令和3年度につきましては、パラリンピックホストタウン事業の中で「いい町、ちかい町」の取組を強力に進めたいと考えております。オリンピック・パラリンピックは世界的なイベントでございますので、自分の住むまちが携わることは、川西町に対する愛着や誇りを強く感じることに繋がりますし、ホストタウン川西町として県内外への認知度が高まることが期待できます。取り組んできたテーマである「川西町の魅力発信と認知度向上」と「川西町に住むことに対する愛着や誇りの醸成」に即した内容であり、大きな効果が期待できる絶好の機会であると考えております。

このホストタウン事業を住民の皆さんと一丸となって取組、全国へ川西町の魅力を発信していきたいと考えております。議員の皆様におかれましても、御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（福西広理君） 伊藤議員。

8番議員（伊藤彰夫君） 「いい町、ちかい町」のキャッチフレーズの下に、フォトコンテストやウォーキングイベント、スマイルフェスタ、さらにはかわにしこども課を結成されました。各催しに来場されていた若い家族が親子で楽しんでいました。このような町内外の方が参加できるイベントは、新型コロナウイルスが落ち着いた後、毎年続けていただきたいと思います。そして、「いい町、ちかい町」のロゴマークをもっと目立つようにいろいろなところに使っていけばよいのではないのでしょうか。私も名刺に入れてPRしようと思っております。

また、今後はホストタウン事業に取り組んでいくとのこと。川西町の魅力発信と認知度の向上、川西町の町民であることの愛着心や誇りの醸成に大きな効果を期待しております。

以上で質問を終わります。

議長（福西広理君） 4番 堀 格議員。

4番議員（堀 格君） 4番 堀でございます。よろしくお願いいたします。

皆さん、コロナウイルス対策ばやりで、私もそれに絡むのでありますけれども、このたびのコロナウイルスの感染防止対策としまして、長期にわたりまして移動の自粛を行った結果、経済活動と学校教育におきまして大きな混乱を起こすこととなりました。そのうち、学校教育に関しまして質問をさせていただきます。

学校教育におきまして、長期休業による授業時間の不足という問題が発



生しております、これをどう補っていくかという対策と同時に、なお感染防止対策から情報機器を活用する、いわゆるGIGAスクール構想をさらに発展・拡大させて、オンライン授業をできるようにしようという環境整備が行われるところであります。この2つを同時にということでもありますので、学校現場、特に先生方にとっては気の抜けない状況を迎えていると思うんですが、一方、児童生徒の保護者におきましても、町がどういう対応を取ってくれるのかということにつきまして不安を持っているところでもありますので、当川西町における対応状況につきまして御説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長(福西広理君) 橋本教育長。  
教育長(橋本宗和君) 堀議員お尋ねの新型コロナウイルスによる感染防止対策における対応状況についてお答えします。

まず、学校教育において長期休業による時間不足をどう補うかにつきましては、国及び県の学校再開ガイドラインに基づいた「川西町教育委員会新型コロナウイルス感染症に係る学校再開ガイドライン」を策定しております。このガイドラインでは、1.感染防止に向けた徹底周知、2.学校再開に向けたプロセス、3.学校再開時の感染症対策と予防対策について定めるとともに、4.学校再開についての項においては、国及び県の対処方針や川西町の実情に応じて学校現場と連携しながら進めるよう定めているところです。

長期休業による授業時間の不足につきましては、夏季休業を短縮することでの対応を計画しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症には不明な点も多く、また、気温上昇に伴う熱中症等への配慮が不可欠であることから、今後も子どもの命と学びの保障を第一に考え、適宜適切に対応していきたいと考えております。

次に、GIGAスクール構想についての対応状況といたしましては、当初文部科学省が打ち出したGIGAスクール構想は、義務教育を受ける児童生徒に1人1台の学習用パソコンやクラウド活用を前提とした高速ネットワーク環境などを5年間で整備する計画が示されておりました。しかし、新型コロナウイルス感染症対策として、今年度中にGIGAスクール構想整備を完了するように文科省の計画が変更されたことから、それに伴い、今6月議会で補正予算をお願いしたところです。

主な構想内容といたしましては、児童生徒1人1台のパソコン、遠隔学習教材作成用のパソコン、川西小学校と式下中学校への高速ネットワーク環境の整備、GIGAスクールサポーター——これは、学校におけるICT環境整備の設計やルール作成などを行うICTの技術者のことです——それらの学校への配置支援、インターネット環境の準備困難家庭への支援、設定費用や必要品整備等を進めていくということになります。また、パソ

コンの購入につきましては、奈良県の共同調達を予定しております。奈良県地域共同調達組織案の奈良県G I G Aスクール構想推進協議会の調整部会の構成員として川西町教育委員会が指名されておりますので、奈良県全域での共同調達にも積極的に参画してまいります。

また、川西幼稚園、川西小学校、式下中学校におきましては、ハード整備と並行して、オンライン授業を行う教職員のスキルアップのための研修にも取り組んでいるところです。

以上が、G I G Aスクール構想についての対応状況です。本町におきましては、既に学校休業中から町のホームページを活用し、子どもの学びを止めない取組を進めてきています。幼稚園の子どもたちへのYouTube配信や、小中学生への各種学びのコンテンツ紹介、家庭学習の課題連絡、さらには、中学3年生への数学・英語の県教委作成のDVD配布等々、積極的に取り組んでおります。

今後、新型コロナウイルス感染症対策及びG I G Aスクール構想の整備につきましては、国・県の動向や川西町の実情を鑑みながら、子どもたちにとっての最適解を追求してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（福西広理君） 堀議員。

4番議員（堀 格君） ありがとうございます。

まず、時間数の確保の問題につきまして、重ねて要望申し上げたいと思います。

夏休みの短縮につきましては当初から世間で言われておりましたから、各父兄におきましてもある意味で予想どおりというところであろうかと思いますが、何せ暑い時期でありますので、やはり皆さんが心配されているのは熱中症の問題のようであります。

今日の朝のニュースを聞いておりましたが、マスクをしていると、やっぱり口の周辺というのは温度が3度から4度上がるようです。同じように今日の朝のニュースを聞いていますと、ある学校では、傘を差して登下校させていると。その意味合いはどういうことかといいますと、一つは日傘の役割なんですけど、もう一つは、傘と傘が触れ合わないということと、いわゆるソーシャルディスタンスが自動的に取れるというアイデアから採用したんだと思うんですけど、それが最適かどうかは別といたしまして、今後いろいろ皆さんのところでアイデアを出されてくるだろうと思いますから、そういうところを参考にしながら、ベターな対策を取っていかればいいんじゃないかというふうに思います。

併せまして、先般来急に暑くなりましたが、見守り隊も、この間も「7月いっぱいはあるよ」と申し上げましたら、「わあっ」と言うてましたから、やはり見守り隊の方にも、特に高齢者が多いですから、注意喚起をお願いしたいと思います。

それから、一方、時間確保がある意味で窮屈でありますので、家庭での対応の問題につきましてお願いしておきたいと思っております。やはりどうしても時間確保から家庭での補完というものが必要になりがちであります。ただ、家庭での勉強の状況というのは、個人差、各家庭の状況による差が非常にしやすいですから。かといって具体案があるわけではありませんけれども、そういったことを念頭に置きながら、家庭での学習というものに配慮していただきたいというふうに思います。

それから、2つ目に、GIGAスクール構想による情報機器の設置の問題であります。川西小学校は立派な校舎を建てた。しかも、去年は、文科省の学力テストで県水準を抜くということになりました。父兄の方にはそれなりに安心感を持っていただいているのではないかと思いますけれども、このたびの機器の設置につきましても、ぜひ——もちろん国の指針がありますから、勝手なことはできませんけれども——遜色のない設置をお願いしたい。どこにも負けませんよということをぜひお願いしたいというふうに思います。

併せまして、情報機器の活用の面でありますけれども、小学校・中学校におきましては、オンライン学習というのは今までやっていませんから、非常に不慣れな面があると思っております。大学では早くからビデオスコープによる講義というのはなされていますけれども、小中学校では不慣れであります。一般的に言われているのは、オンライン学習をやると、まず最初は紙芝居になりやすいということのようではありますが、それを一つの経験として、そういうものを積み重ねながら、オンライン学習の効果というものを上げていけばいいと思っております。スタートから焦らずに、着実な進歩をお願いしたいと思っております。

発信側もさることながら、情報機器の設置を受けて対応する各家庭も非常に差があります。聞いていますと、この4月、5月、長期休業の間に、塾に行っている生徒は、塾では素早くオンライン学習をやっているようがあります。そういうところへ行っている人は「もう慣れてるよ」という話なんですけど、全ての児童が塾に行っているわけではありません。そこで対応の差というのが出てくるのではないかと思います。その点に十分配慮しながら、設置と対応をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

以上であります。

議長(福西広理君)

教育長。

教育長(橋本宗和君)

ありがとうございます。堀議員から、いろいろな面で教育への熱い思いを伝えていただきました。気温が上昇して熱中症の心配、マスクを外しての登下校をしていこうということとか、あるいは、今出していただいた日傘の件等々、いろいろな面を検討しているところでございます。

また、家庭学習が続いた中で、家庭の学習によって格差が生じていく。その格差を縮めていくためには学校教育が必要であるということから、学校教育の中での子どもたちの学び合いを大切にしていきたいなというふうに思っておりますし、それから、G I G Aスクール構想といたしても、これは一つのツールを使って、子どもたちの教育の一つの手段としてやっていくと。僕は、読み書き、また友達と学ぶ、そういう中で学力向上を目指していきたいというふうに思っております。

総じて、教育は川西からという大きな夢と希望を持って進めていきたいと思っておりますので、どうぞ御支援をいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

議長（福西広理君） 3番 福山臣尾議員。

3番議員（福山臣尾君） 3番 福山臣尾でございます。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

G I G Aスクール構想の加速について。

先ほどの堀議員とちょっとダブるところがあるので、皆さん、御辛抱願いたいと思います。

2019年末から文部科学省が打ち出したG I G Aスクール構想が、教育界を中心に大きな話題となっております。G I G Aスクール構想とは——これは先ほど教育長から述べられましたが——全国の義務教育を受ける児童生徒に1人1台の学習用パソコンや、クラウド活用を前提とした高速ネットワーク環境を整備する5年間の計画をまとめたものである。これらの目的は、子どもたちの個性に合わせた教育の実現にあり、さらに、教務や保健などのデータを一括管理する統合型校務支援システムの導入で、教員の負担を減らし、働き方改革につなげる狙いもあるということです。

G I G Aとは、Global and Innovation Gateway for Allの略で、パソコンと校内のLANを用意するだけではなく、変化の激しい時代に合わせて、ICTを活用し、新しい教育へシフトしていくことを表しています。G I G Aスクール構想の初年度の予算は、これは国の予算ですけれども、2,318億円、2020年度中には希望する小・中・高等学校、特別支援学校の校内LANの整備をするための整備費用の2分の1を補助する。1人1台の学習用パソコンの導入は、2023年までに実施する計画で、1人当たり最大で4.5万円の補助金を支給する。こういう内容になっておりましたが、今回の新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言発出を受け、文部科学大臣は4月7日の記者会見で、G I G Aスクール構想における全学年で1人1台端末を早期に実現するための支援を積極的に推進していくと発表されました。

今回の緊急経済対策において、G I G Aスクール構想の加速による学びの保障として、令和5年度までの児童生徒1人1台端末の整備のスケジュールの加速、これを年内にやっていくということで、学校現場へのICT

技術者の配置の支援、在宅オンライン学習に必要な通信環境の整備等の施策を盛り込んでおり、この施策に取り組むために必要な経費として、国レベルですが、補正予算案で総額2,292億円が計上されました。この補正予算により、児童生徒1人1台端末の早期実現や家庭でもつながる通信環境の整備、GIGAスクール構想におけるハード、ソフト、人材を一体とした整備を加速することで、緊急事態時においてもICTを活用することで、家庭学習を含め、全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現してまいりたいということでありました。

本町におきましても、令和2年度一般会計補正予算に、教育費 小学校費 学校管理費 備品購入費の中で学習用コンピュータ購入予算が追加されております。

GIGAスクール構想早期実現のための取組、現在の状況につきましてお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長(福西広理君) 教育長。

教育長(橋本宗和君) 福山議員のお尋ねのGIGAスクール構想の加速についてお答えします。

GIGAスクール構想の中心となる取組、義務教育を受ける児童生徒に1人1台の学習用パソコンや、クラウド活用を前提とした高速ネットワーク環境等の整備計画につきましては、先ほど堀議員の質問にお答えしたとおりです。

議員お尋ねのGIGAスクール構想のもう一つの柱である統合型校務支援システムにつきましては、教務系といたしましては、成績処理、出欠管理、時数管理等、保健系といたしましては、健康診断票、保健室来室管理等、学籍系として指導要録等、学校事務系などを統合した、広く学校における校務と呼ばれる業務全般を実施するためのシステムの導入を計画しているところです。

これは、子どもと向き合う時間の確保を第一に考えた教員の働き方改革を目指すものであり、業務負担の軽減と情報の一元管理、共有化を図るとともに、セキュリティ強化策を講じながら、クラウド活用を想定した高速ネットワーク環境等の整備も併せて行うことを予定しています。

以上が、GIGAスクール構想の加速について、統合型校務支援システムの導入を含めた対応状況となります。議員御指摘のように、これらの目的は、子どもたちの個性に合わせた教育の実現にあります。誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びを保障し、子どもたちにどのような力を身につけるのかを問う新学習指導要領は、今年度は小学校、来年度は中学校で全面実施となります。新しい時代の教育を志向したとき、小学校の英語教育やプログラミング教育、道徳教育など、社会に開かれた教育課程を重視し、主体的、対話的で深い学びを実現するなど、新学習指導要領に対応する教育、AI技術の進歩など、変化する新しい社会に対応できる

教育をG I G Aスクール構想と併せて力強く展開してまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（福西広理君） 福山議員。

3番議員（福山臣尾君） 教育長、どうもありがとうございます。

このG I G Aスクール構想は、国を挙げての取組の一大プロジェクトであるということを文部科学省のほうからも言っていますので、その辺、慎重にやってもらいたいなと思っています。

また、川西町では、教員のために川西町独自の研修もやられているということなので、その辺は十分に安心してやってもらえるのではないかと思いますので、今後とも予算もうまく使いながらやってもらいたいなと思います。

文部科学省によりますと、G I G Aスクールに関しては国を挙げての一大プロジェクトに挑戦してほしいということなので、いろいろな形で挑戦してもらいたいなと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（福西広理君） 2番 弓仲利博議員。

2番議員（弓仲利博君） 2番 弓仲でございます。よろしくお願いいたします。

1番、コミュニティバスの運営について。

2013年からスタートした町内循環バス こすもす号ですが、7年目を迎え、現状と現在の住民ニーズを踏まえて、いま一度精査・見直しの必要が出てきているのではないかと思います。年間のランニングコストが公表で約1,000万円で、国からの補助金が200万円から400万円ということですが、この事業に係る実質年間費用はもっと多く、国庫補助金も今後いつまで続くか分かりません。各停留所で乗降数に差はありますが、昨年の利用者数は、多いところで1カ月に252人、少ないところでは全くの0人です。そのうち、たびたび使用している、いわゆるヘビーユーザーは、川西町民全体のわずか20人から30人程度です。定期バス廃止路線の代替え案として、発足当初はこれでよかったのかもしれませんが、現在の障害者、高齢者のニーズにそぐわない現状が数字としてもはっきりと現れています。時間、ルート、停留所など見直しも考えられますが、それでは根本の問題解決にはなりません。

いっそのこと廃止して、停留所にまで行けない、生活に必要な移動や外出が困難な多くの高齢者のための支援対策を、今、本気で考える時だと思います。現在、全国各地の市町村でいろんな新しい取組がなされ、素晴らしいものがたくさん出てきています。これらも参考に検討会を設けて、早急に決定・変更すべきだと思います。

次に、2番、小中学校の毎日の体温測定について。

学校の授業も再開されましたが、コロナ感染予防で、今、小中学校では

毎朝体温の確認などがされています。毎日のことなので、先生方は大変御苦労されています。政府の第2次補正予算で、学校のコロナ対策として補助予算を申請して、人が通過するだけで体温状況が画像で分かる固定式のサーモグラフィーの設置が必要だと思います。大手企業や私立学校では、既に独自で購入し、設置しているところもあるようです。価格は1台10万円から50万円程度で、コロナ以外のインフルエンザや風邪などのチェックにも使えます。一度検討されてはいかがでしょうか。

よろしく願いいたします。

議  
町

長（福西広理君） 町長。

長（竹村匡正君） 弓仲議員の御質問について、私からは「コミュニティバスの運営状況について」にお答えいたします。

川西町では、鉄道駅などから離れている交通空白地帯をカバーする交通手段の確保と、高齢者など移動手段を持たない交通弱者への支援など、地域福祉の向上に資することを目的として、国の補助金をもらいながら、コミュニティバス こすもす号を運行しております。このコミュニティバスは、近鉄結崎駅の周辺と町内各地域を結ぶルートとして2系統を設定し、停留所を27カ所、平日の8時から18時半まで、年間約240日運行しております。運賃は1乗車につき100円で、70歳以上の高齢者と障害者手帳及び母子手帳の交付を受けた方には、半額の減額制度を設けております。

コミュニティバスの利用者は、その多くが70歳以上の高齢者であり、令和元年度の年間乗車人数が7,704人、1日当たりの乗車人数が16人、平成28年度からは毎年減少傾向となっております。これまで、利用者数の増加を図るため、利用者アンケートの結果や地域の要望に応える形で停留所の増設や便数の増加を行いました。新規利用者の獲得など目立った効果が上がっていない状況でございます。高齢化や免許返納が進む中、本来であればコミュニティバスの利用者が増えていくことが考えられますが、現実としては増加の兆しが見られず、要望と実際のニーズに乖離が見られる状況と考えております。

このことから、利用者減少の構造的な要因を探るべく、昨年度末から、65歳以上の高齢者を対象といたしまして、買物や通院などの日常生活においてどのような移動手段を利用されているのかを調査し、ただいまその分析を進めているところでございます。この調査結果を踏まえ、コミュニティバスの運行を見直すとともに、場合によっては新たな交通サービスについても視野に入れ、検討してまいります。

いずれにしても、高齢化が急速に進む中、移動手段の確保は買物や通院などの日常生活上不可欠な移動を支援するため、また、外出機会を増やし、社会参加の促進や健康増進のためにも非常に重要な行政課題の一つと認識していますので、本町にふさわしい交通サービスを提供できるよう、引き

続き検討を進めてまいります。

以上でございます。

議長（福西広理君） 橋本教育長。  
教育長（橋本宗和君） 弓仲議員お尋ねの小中学校の毎日の体温測定の件にお答えします。

川西小学校及び式下中学校におきましては、川西町教育委員会で策定しました新型コロナウイルス感染症に係る学校再開ガイドラインにより、学校再開時の感染症対策等で詳細にわたり予防対策を講じているところです。小中学校の児童生徒は、家庭で体温測定をして健康観察カードに、中学校におきましては検温記録表に体温等を記入し、担任の先生に確認をいただいております。

議員お述べのとおり、学校では先生方が、家庭では保護者の方々が大変苦労されているのが現状です。しかし、コロナとの共存を図る社会での生活においては、個々人の体調管理はもとより、うつらない・うつさない対策として、日々の検温を欠かさず続けていくことを習慣化することが肝要であると考えています。

その上で、議員御指摘の固定式サーモグラフィーにつきましては、そこを通過するだけで体温状況が把握できる簡便さがあることから、政府の第2次補正予算の活用も視野に、前向きに検討してまいりたいと考えております。

どうぞよろしく申し上げます。

議長（福西広理君） 弓仲議員。  
2番議員（弓仲利博君） まず、町長答弁の1番のコミュニティバスについてですけれども、今おっしゃった、高齢化が急速に進む中、移動手段の確保は買物や通院などの日常生活に必要な移動を支援するためだけではなくて、外出機会を増やし、社会参加の促進、健康増進のためにも非常に重要な行政課題の一つと認識されているということですが、今ここにいる我々全員が、数年後または十数年後には必ずお世話にならなければならなくなる要件でございますので、多くのお年寄りが望んでおられるNPOや個人企業への委託によるドア・ツー・ドアの構想に向けた町長個人のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（福西広理君） 町長。  
町長（竹村匡正君） 先ほどの答弁で申し上げましたとおり、これまで、利用者の減少に対しまして各種アンケートを行って、その要望に応えれば利用が増えるのではないかと各種政策を実行してまいりましたが、なかなか増えていないのが現状でございます。

先ほども申し上げましたとおり、要望に応えるだけではなくて、抜本的な解決が必要ではないか、構造的な要因があるのではないかとということで、今現在調査を進め、その分析を進めているところでございまして、その結



果、弓仲議員がおっしゃっているようなドア・ツー・ドアの手段が必要な  
のかどうか、この辺については分析の結果を待ちたいと思っておりますの  
で、御理解のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議 長（福西広理君） 弓仲議員。

2 番議員（弓仲利博君） ありがとうございます。

続きまして、教育長、2 番の問題ですけれども、ぜひ早期実現をお願い  
いたします。機械を入れて終わりではなくて、ソフト面の充実を図って  
いただきたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

議 長（福西広理君） 1 2 番 芝 和也議員。

12 番議員（芝 和也君） 1 2 番 芝 和也です。よろしくお願ひします。

今回は、学級定員の少人数化につきまして、町長並びに教育長に質問を  
いたします。

現在この議場にいる者全員がマスクを着用していますように、目下、コ  
ロナ対応の措置が随所で取られています。コロナ禍の下、こうした措置が  
多方面において実施され、様々な問題が浮かび上がり、その対応に向けて、  
行政機関を初め各関係の無限の努力が続けられている渦中にあることは皆  
さん御承知のとおりでありまして、教育現場においてもそれは例外ではあ  
りません。

学校が子どもの成長に果たしている役割は極めて大きいということは言  
うまでもありませんし、我が子の成長を願う親御さんの関心も決して低く  
ない分野の一つであることは、町長を初め、皆さん御承知のとおりであり  
ます。特に新学期からの学校再開のときもそうでしたが、コロナ禍の中で、  
3 密に関して不安の声が集中した分野でもありますし、今般の再開におい  
ても、安堵と喜びや期待の声と同様に、3 密による不安や心配の声は、依  
然その解決が求められている問題であります。

一斉登校に至る経過におきましても、分散登校の取組等を経ての実施に  
なっておりますが、3 密において言われている社会的距離をいかに確保す  
るかは、今後の社会生活を営む上でもあらゆる分野で常に意識し、習慣化  
しながらの日常生活ということになりますし、それらを経て、コロナ等の  
ウイルスと我々人類の共存が可能となっていくものと心得ます。

そこで、学級定員の問題であります。専ら学級定員については、これ  
までは先生を目をいかに行き届かせるかという観点での少人数化の議論は  
交わしてまいりましたが、今般は、これに加えて物理的なスペース確保の  
問題として学級定員の少人数化、30 人以下の必要性についていかがお考  
えか、可否の問題もありませんが、それは別にしても、その有用性につ  
いての所見をお伺ひするものであります。

本町における学級定員の少人数化に関する具体化や方針、考え方につい

ては、教育長からもお示しの上、スペース確保の観点での有用性については、町長の御所見をぜひお示しいただきたいと存じます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（福西広理君） 教育長。

教育長（橋本宗和君） 芝議員お尋ねの学級定員の少人数化についてお答えします。

奈良県教育委員会通知、令和2年度公立小中学校の学級編制基準並びに教職員定数の配当基準によりますと、通常学級では、小学校及び義務教育学校前期課程においては、第1学年が35人、第1学年以外を40人としています。また、中学校及び義務教育学校後期課程においては、全学年を40人としています。これは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる定数法に準拠するものです。ただし、特別支援学級におきましては、国の標準は8人ですが、奈良県におきましては、自閉症・情緒障害児学級は8人で、それ以外の特別支援学級、知的障害、肢体不自由、病弱、身体虚弱、弱視、難聴、言語障害は定数を6人としているところです。

クラス人数の多い少ないは、様々な問題と密接に関係しています。現在のように新型コロナウイルス感染症予防対策としては、本町においても学校再開のプロセスとして、学級の人数をおよそ半数にして密を避け、分散登校を実施してきたところですが、子どもたちの中には「早くみんなと会いたい」「一緒に遊びたい」という声が多く聞かれ、緊急事態宣言の解除と近隣の状況を鑑み、予防対策には万全を期して、6月1日から学校を再開しております。

現在、本町におきましては、少人数のきめ細かな教育を大事にしております。川西小学校においては、人数の一番多い学級で33人、一番少ない学級は24人、学級人数の平均は29人です。さらに、3年生の算数におきましては習熟度別少人数指導を行っており、よりきめ細かな指導に努めております。

一方、式下中学校におきましては、人数の一番多い学級で31人、一番少ない学級は26人、学級人数の平均は、小学校と同じ29人となっています。

小中学校におきましては、人と人との社会的・身体的な距離、いわゆるソーシャルディスタンスやフィジカルディスタンスを十分に取り、心理的な距離は接近できるように指導を進めているところです。

学校は、子どもたちにとってかけがえのない学びの場です。その学びには、各教科特有の学びもあり、人間関係構築の学びもあります。仲間とともに教え合い、切磋琢磨して、人は伸びていくのです。そのためには、ある程度の学級集団としての人数が必要です。学級定数を30人とした場合、31人になれば2学級となり、1クラスの人数は15人となってしまいま

す。長年大規模校で学級経営をしてきた経験から考えますと、やはり1クラスには30人ぐらいの子どもがいて、学び合い、助け合い、高め合いを大切にしたい学校生活を送らせたいと思います。

現状では、本町におきましても少子化傾向にあり、1クラス当たりの人数も減少する傾向にあります。それによって生じる課題を注意深く見極めながら、今後も学級編制を慎重に考えてまいります。

議 長（福西広理君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） それでは、私からも回答させていただきます。

今回のコロナウイルス感染症のまん延により、ソーシャルディスタンスの確保、3蜜を回避する必要性については御指摘のとおりであり、今後しばらくは社会全般においてそうした取組が必要と考えているところであります。

ただ、そのことと学級少人数化は必ずしも同義ではないと感ずるところであります。例えば企業におけるテレワークの推進や在宅勤務の導入など、ソーシャルディスタンスを確保する取組が様々行われておりますが、このことは、組織そのものを分割する、細分化することを意味してはおりません。情報ネットワークやデジタル機器を活用しながら、組織内の情報共有やメンバーの意思疎通・意思決定を確実にを行い、組織としては一体的に活動する。これが今日的なソーシャルディスタンスの確保の在り方だと考えております。

こうした企業の在り方と学校現場のそれとは必ずしも一致するものではありませんが、先ほど教育長が述べられた学級人数、奈良県通知の基準定数であり、また現在の学級人数、平均29人と述べられましたが、この学級人数をコロナ対応のために分割するというのは、趣旨が異なると感じられてなりません。

いずれにしても、今後、ICTの活用により教育環境が大きく変化していくことは必須であり、そうした環境の下で学級人数がどうあるべきかという議論を引き続き進めていくことが肝要と考える次第でございます。

以上です。

議 長（福西広理君） 芝議員。

12番 議員（芝 和也君） 少人数化の学級定員の考えは町長が今お示しいただいたと思うんですけども、いわゆる有用性、人数を少人数化にした場合、そのことが役に立つのか立たへんのか、この有用性についてはいかがお考えか、その辺について御所見をお伺いしたいと思います。

以前、町長と少人数化で話をしていたときは、先ほども言いましたように、先生を目をどれだけ行き届かせるのか、こういう観点からの話で大体これまでのやり取りはしてきているところですけども、いいか悪いかは別にして、そういう意味では、目を行き届かせようと思ったら人数は少ないにこしたことはないというのは町長御自身もお示しやったと思うんです

が、その辺、物理的に距離をきちんと取るということに関して、人数を少のうすることは役に立つのか否か、これについての御所見はいかがでありますでしょうか。

議 長（福西広理君） 町長。

町 長（竹村匡正君） ソーシャルディスタンスを取るということであれば、ある程度の子ども同士の距離を確保することは必要だと思いますが、今現在の教室の面積の状況を私のほうではちょっと把握しておりませんが、今、ある程度確保できるのであれば、クラスを少人数化する必要はないと考えておりますし、確保ができないのであれば有用なのかもしれません。ちょっとその辺は、教室の面積については正確に把握しておりませんので、きっちりとお答えできませんが。申し訳ないです。

議 長（福西広理君） 芝議員。

12番議員（芝 和也君） 具体的にどないしていくのかということはいろいろありますが、いずれにしても、物理的に距離を取るということには役に立つ、今のお答えはこういうことやというふうに思います。

現に分散登校でこの間登校日を決めてやってきているのも、そういう観点からきちんと距離を保とうということだろうと思いますし、同僚議員からの先ほど来の提案でも、やっぱり距離を取って登下校しようということでもありました。現時点でも、学校から帰りしな、一旦校庭に集まりますけれども、校庭ですから、部屋と違ってスペースはありますから、もともと先生の前でぎゅっと集まっていたものを、立つ位置、集まる位置から広げてやっているというのも、その辺全体のことが加味されているものやと思います。

教室においても、今、可能な限りのスペースを取るという努力は学校現場でもされていますが、やっぱり手が届く距離にとどまってしまうと。もともとは机と机をニコイチみたいにひっつけたり、いろんなやり方をしてきたけども、そんなことはやめて、きれいにスペースを取ってやっていますけれども、それでもまだそういう距離にはあるということでもあります。3クラス編制でできるように校舎も新築してきました。せつかく器はあるわけですから、そういう点では、このコロナ禍の下での対応策としては、限定的にしても、やっぱり物理的なスペースはきちんと確保して、子どもの条件を整えていくということには必要ではないかと思うんです。

この辺、スペース確保の必要性についていかがお考えになりますか。

議 長（福西広理君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 先ほども申し上げましたとおり、コロナウイルス感染症の現況下においてはソーシャルディスタンスが必要だと考えておりますが、一般成人と児童生徒の体格の問題もあり、どの程度の距離が必要かどうかは学校現場で判断されると思います。

そのような中で、クラスを分割するかどうかということについては、ま

たそれも併せて判断されることだと思いますが、あくまで学級定員は、少人数化・分散化するにしても、一時的な措置であるということでございますので、先ほど教育長がおっしゃったとおり、ある一定数必要だというお話もございましたので、今、スペースの問題についてどうこうするという話ではないのかなと考えております。

以上です。

議 長（福西広理君） 芝議員。

12番議員（芝 和也君） 子どもの教育の上において一定の集団が必要だというのは、当然それはあると思います。

先ほど教育長からも、クラスの編制の人数、小学校と中学校をお示しいただきましたけれども、川西町の場合、仮に今現在の定員を30人を基準にして割り振ったとしましたら、小学校の場合、1年生と2年生と6年生が2クラスから3クラスになって、5年生の3クラスはそのまま、4年生と3年生の2クラスもそのままということで、学級定員がどのくらいになるのかといいますと、1年生、2年生、6年生を3クラス編制にした場合、今の人数ですと23人から24人という定員になりますので、一定の人員は配置をされているものと。これは令和2年4月現在の教育委員会から頂いた資料ですので、それを基に単純な計算をただけの人数ということになります。

現在のクラス編制でいくと、35人から34人辺りで2クラスという学年がずっと続いていますので、3クラスになると10人分ぐらい少のうなる、こういう話にはなりますが、学校の中で、今、可能な限りスペースを置いて距離は取っていただいていますけれども、そういう点で言えば、35人ではやっぱり届く距離にありますので、それは器がなくて、学校も新しくして教室もつくっていくなんということになりますならば、また話は違いますが、今は器もありますし、そういう点では、感染をどう防いでいくか、拡散させないかという意味のコロナ禍の中での物理的な距離確保というのは、学校現場でも欠かせないものと私は思います。

子どもは、高学年になってきて、5年生、6年生ぐらいになったら、社会的距離、ソーシャルディスタンスという言葉も使って、意味を説明して、自らもそうせなあかなという思いになりますけど、学年が下がれば下がるほど、1年生とか2年生やったら、もうそんな関係なく、やっぱりひつつくというのはなかなか避けられへん状況にあるようですので、そういう点でも物理的にきちんと避けられるものならば避ける手だてを取ることが、少なくともこのコロナ禍の間は必要ではないかと、改めてその認識をお伺いいたします。

議 長（福西広理君） 教育長。

教 育 長（橋本宗和君） コロナ禍の中での対応ということで、校園長会も毎週ほど開いて、実際に学校再開に向けて検討してまいりました。そして、

教室の広さそのものも実際に測量して、大体1辺が約8メートル四方の中に35人がどのように机を並べたら、ソーシャルディスタンス、フィジカルディスタンスを空けることができるのかということも検討して、図も描いて、そして再開に踏み込みました。

そして、今現在この中でやっているわけですが、川西小学校におきましては、多目的室あるいはオープンスペースになるような造りにしていただいていますので、学級人数が多いところにつきましては、できるだけ特別教室を使ったりすることも考え、そして、学校図書館や音楽室等の広い教室をできるだけ活用して、本当に距離を取るということを考えての授業再開をしております。

また、密になることが防げない家庭科の調理実習であるとか体育の密接した運動であるとかというのは、当分の間自粛して、その授業は行わないでおこうということを考えながら、議員御心配のコロナ禍の中での学校再開、距離をどのように取るかということも十分検討して進めているというのを御理解いただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（福西広理君） 芝議員、時間が経過しておりますので、端的にお願ひします。

12番議員（芝 和也君） 現在の中で努力していただいていることはよく承知しています。

最後に定員の話なんですけれども、基準は、教育長がお示しのとおり、40人が法に基づいた基準ですね。それは、川西町の場合、従前のいきさつもいろいろありますが、加配を頂いて35定員で来ているということですから、40人と35人では学級編制は当然違いますが、この定員35人というのは、私は役に立っていると。親御さんも少人数化で役に立っていると喜んでおられる方も多いですけれども、この有用性について、教育長からも最後に御所見をお伺いして、質問を終わります。

議長（福西広理君） 教育長。

教育長（橋本宗和君） 川西町は今、35人という国の定数法とは違う形での教員加配を頂いて、また、町単での加配もしていただいているというふうな少人数指導ができているということは大変いいことだと思っておりますので、今後も続けていきたいというふうに考えております。

よろしくお願ひします。

議長（福西広理君） これをもちまして一般質問を終わります。

続きまして、日程第2、総括質疑に入ります。

先日上程されました承認第9号、令和元年度川西町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分についてより、議案第39号、川西町水道事業給水条例の一部改正についてまでの承認案2件、議案10件について一括議題といたします。

去る8日、当局より、提案説明が終わっておりますので、総括質疑通告

順により質問を許します。

12番 芝 和也議員。

12番議員（芝 和也君） それでは、引き続き総括質疑をよろしく願いいたします。

議案第30号、一般会計の補正予算で、ひとり親家庭の支援給付金について、それから、議案第37号、グループホーム条例についての2議案について若干お尋ねをいたします。

まず、ひとり親家庭の支援給付金でございますが、児童扶養手当の受給者を対象にした1世帯10万円の給付ということになります。この児童扶養手当は、今、国の補正予算審議をされていますが、ここでも組まれて、臨時の給付金が支給される見通しがもう立ってまいりました。今般の町からの支給額を半減して5万円にしても、国からも児童扶養手当が5万円来ますので、町が支給する10万円の金額とは一致します。そういう点では、半減して、その5万円の給付の額を児童扶養手当の受給者の基準に照らして、該当する住民の世帯へ支援給付事業の裾野を広げることに、組み直すお考えがあるか否か、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

それと、今般の給付は人数に関係なく1世帯10万円ということですが、児童扶養手当は、子ども2人、子ども3人と人数が増えるについて人数の加算は当然取られていますので、そういう点では児童扶養手当の人数加算は現行の方法に準じて支援給付する場合も人数加算はやっぱり実施すべきではないかと思えます。その辺についてお尋ねをいたします。

それから、37号のグループホーム条例についてでございます。

こちらは、家賃を近隣の施設に合わせしていくということでの変更であります。町としては町の考えを持って、これまで既に家賃設定をして実施してきている問題ですので、諸般の経済状況や設立当時との物価の問題等々もいろいろあるかと思えますので、従前の額をそのまま維持できないにしても、別に近隣にわざわざ合わせる必要はないのではないかと、こう思います。そこは、町は町としての考え方に基づいて町立としての額を定めて、それで運営したらええのではないかと、貫いてしかるべきではないかと思えますが、その辺のお考えをお聞きしたいと存じます。

以上です。

議長（福西広理君） 住民保険課長。

住民保険課長（大西成弘君） 私から、芝議員御質問の一般会計補正予算、ひとり親家庭を支援する臨時特別給付金についてお答えいたします。

この給付金は、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金約6,500万円を原資に、ひとり親家庭を支援するため、1世帯に10万円を給付しようとするものでございます。

今回、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、子どもを抱える家庭にお

いては、学校の臨時休校などの影響や勤務する事業所の感染防止、休業要請などに伴い、就業不能や所得の大幅な減少など、深刻な影響が生じていると認識しております。そして、こうした影響を最も顕著に受けているのが、児童扶養手当の受給者や福祉医療のひとり親家庭などへの医療費助成の資格者のいる世帯であり、収入の減少や家計支出の増大に対処する支援措置として、これらの世帯に緊急かつ臨時的に給付金を支給すべく、今6月議会で補正予算に上程させていただいたところでございます。

コロナウイルス感染症がまん延する中、困難な状況で子育てと仕事の両立を図り、御苦労されている方々を支援したいと準備を進めているものでありまして、補正予算の承認を頂き次第、実施要綱に基づき、速やかに支給したいと考えております。国の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の対象は、先ほどの安井議員の一般質問でも町長よりお答えしましたが、感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業では、地域の実情に応じてきめ細かに実施するものとされており、町としては、真に支援を必要とする人たちへの支援措置として、この臨時特別給付金を実施計画に盛り込んだものであります。

議員お述べの国が実施する児童扶養手当受給世帯などへの給付金は、今回の第2次補正予算で急遽決定され、1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を支給するという内容であり、詳細については現在確認中ですが、重複する部分もでございます。ひとり親家庭への給付が手厚くなるものと考えますから、給付額が過大であるとの認識でなければ、計画中の給付金を減額せず、現在の臨時特別給付金の額を維持したいと考えております。

また、収入水準が児童扶養手当の受給世帯と同等の世帯にも給付金支給を拡大しないのかという御質問につきましては、町では感染の拡大防止と感染拡大の影響を顕著に受けている世帯にフォーカスし、今回の事業スキームを検討したところであり、給付対象を拡大するには、新たな考え方の下、対象世帯の絞り込みや所得水準の線引きなど、コロナ対応として説明可能なフレームワークを改めて検討することが必要であり、現時点では検討しておりません。

また、児童扶養手当には人数加算があるので、それに準じて実施できないのかとの御質問ですが、これにつきましても、町単独の緊急かつ臨時の特別措置であり、今回の給付金対象世帯の状況を見ましても、子ども1人もしくは2人世帯がおおよそ9割であったことから、世帯単位での支援措置といたしたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（福西広理君） 長寿介護課長。

長寿介護課長（岡田充浩君） それでは、私から、芝議員の2つ目の御質問の



ぬくもりの郷グループホーム条例についてお答えさせていただきます。

今回改正させていただきますのは、グループホームの入居に係る費用のうちの家賃の部分となっております。現行条例では、ぬくもりの郷グループホームの家賃は月額5万円ですが、入居前1年以上川西町に住所を有されている方につきましては、所得の多寡にかかわらず2万円となっております。グループホームは地域密着型サービスでありますことから、現在入居されている9名全ての方がこの適用を受けまして、月額2万円となっております。ぬくもりの郷の定員は9名で、現在満室状態でありまして、入居希望待ちの方も10名程度おられるのが現状でございます。入居希望の方全てを受け入れるだけの施設を町が整備することについては、財政的にも、また行政サービスの効率的な提供といった見地からも困難でありまして、現在、近隣、県内を含めまして、グループホームで公設のものは確認しておりません。

改正理由で御説明させていただきましたように、今年度末においては、町内に新たにグループホームが整備される予定でありまして、料金設定につきましてはまだ明らかではありませんが、他の近隣の同種施設の状況からいたしましても、家賃については月額約5万円程度になると見ております。この家賃の差によりまして、ぬくもりの郷に申込みが集中し、他の施設に空きが生じるような偏りが起こることを懸念しておりまして、負担可能な方には相応の負担をしていただき、利用を希望される方の不公平感をなくするという考えから、今般改正をお願いするものでございます。

現在は、指定管理者制度によりまして社会福祉法人に管理運営を委託しておりますが、事業運営に責任を持つ町といたしましては、これまでの経緯から、低所得の方に配慮し、最低家賃は従来と同じ2万円を維持し、負担能力がある方には相応の負担をお願いするとして、所得段階を3段階に分けまして、最高を5万円とする家賃設定をさせていただきました。これで他の施設との負担額の差を完全に解消するまでには至りませんが、応能原則を取り入れた入居機会の公平性、施設利用の偏在性排除を勘案し、条例改正を提案させていただきました。

なお、既に入居されている方の激変緩和といたしまして、令和5年7月までは所得段階に応じ経過措置を設けております。何とぞ御理解いただきますよう、お願いいたします。

以上です。

議長（福西広理君） 芝議員。

12番議員（芝和也君） まず、今お答えのグループホーム条例のほうからですが、家賃を近隣に合わせに行くということですし、いわゆる負担能力に応じた家賃設定ではなかったもので、その辺、応能原則に応じた公平な形にしていって改定したいと、こういうことだと思います。

それはそれで一つの見方であると思うんですけども、ぬくもりの郷の

設定家賃が、応能原則に基づいていますけれども、段階制を取り入れて、所得に応じた家賃設定ということになりますので、これは、川西町住民がグループホームを利用される際、町としては皆さんにその設定値段でしてもらったらええと思っただけの設定やと思いますので、その辺は、ぬくもりの郷グループホームの家賃の改定を機に、新たに町としては、住民が利用されるグループホームの場合、同様の料金的な中で収まるように、その施設で家賃は決まっていますけれども、川西町の人があるところを利用する場合は、川西町住民の料金設定の値段でそこが利用できるような、そういうふうな視野で料金運営というのはお考えとしていかがでしょうか。「変わった考えや。そんなもんあつか」というのは、それはそれで当然あつてしかるべきかと思いますが、そういったことについてのお考え、御所見を聞いておきたいと思っております。

それから、1世帯10万円の支援給付金のほうですが、これは、課長からの答弁があつたとおり、やっぱり今度のコロナ禍で収入が減って困つてはる方のところに手を尽くそうと、こういうことでの取組やということでありました。それが顕著に現れているところがひとり親家庭ということで、ひとり親への実施ということなんですけれども、やっぱり困つてはるところに手当てをするというのは当然の行為やと思っております。国のいろんな策にしても、コロナの影響で前年度に比べて50%減の人が対象になるとか、収入や所得は人それぞれですけれども、そういった形で実施しているのが全般的な制度ですのでね。

そういう点で言えば、コロナ対応でせつかく支援給付金1世帯当たり10万円を支給するわけですから、収入が減になつて困つてはる方という形で、それでいくねやったら、大西課長の先ほどの答弁では、こういう場合はこうせんなんという新たな基準をもう一遍見直さんなんという話でありました。当然見直しは必要になってくるかもわかりませんが、やっぱり困つてはるところに手当てをするという町の姿勢を生かして、全体に広げるというか、ひとり親に限定せずに、収入が減少して困つてはるところに手当てをしていくべきではないかというふうに思います。

国の問題では、国は後からひとり親世帯にたまたま5万円ということで、国の臨時給付金の見通しが立ってきましたのでね。そうなりますと、町が出す10万円は半額にしても、当初の計画どおりの手当てはできるわけですから、そういう点でも財源を有効に活用して、困つてはる皆さん全体へ手当てをするというふうな取組ということでの考えはあつてしかるべきではないかと思いますが、その辺について再度改めてお尋ねをいたします。

議長(福西広理君)

副町長。

副町長(森田政美君)

私からグループホームのほうを先に御説明させていただきます。

想定外の再質問が来て、ちょっと今戸惑っていますけれども。今回のグル

ープホームの家賃の条例改正につきましては、今現在、ぬくもりの郷のグループホームというのはデイサービス事業とグループホーム事業を指定管理に出させていただいています。今、ぬくもりの郷のグループホームは、ワンユニット9名で運営させていただいているんです。これがツーユニット18名でしたら割と効率よく事業を運営できるんですけども、ワンユニット9人ですから、非常に効率が悪く、赤字状態がずっと続いております。指定管理の業者さんは、デイサービスの黒字分をグループホームの赤字分に補填して運営をされているといった状況がずっと続いておりました。指定管理の期間が令和2年度、今年度末で切れますので、今年新たに公募という流れになるんですけども、今現在指定管理を受けていただいている事業者さんからは、今の経営状況では、なかなか気分よく手を挙げられないというような課題がございました。

これについて、町としてどうしていこうかなというような検討をちょうどしていたところに、今般新たに民間からグループホームに参入したいという事業所が出てきましたので、それであるならば、この機会にというのは失礼かもわかりませんが、グループホームの経営状況も安定させたい、それと、新たな民間業者の民業圧迫、川西町のグループホームの家賃だけが著しく安いというような状況を改善というか、見直しさせていただこうということで条例改正を提出させていただきましたので、そのところ、御理解をよろしくお願いいたします。

値段設定については、それぞれの施設が介護報酬とか光熱水費とか家賃とかで運営していこうということで設定された金額でございますので、そこに「あなたは川西町の住民さんやから、家賃2万でいいよ」というような、事務的にそういう部分についてはちょっと今のところは考えられないかなと思っております。

以上です。

議 長（福西広理君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 私からは、ひとり親家庭の支援給付金についてお答えさせていただきます。

確かに今回の新型コロナウイルス感染症がまん延したことによって収入が減少している世帯もあるかもしれませんが、ただ、今回、ひとり親家庭に限定させていただきましたのは、特に顕著に影響を受けているであろうということで対応させていただいております。ひとり親でございますので、1人の収入が途絶えると、途端に生活が破綻するわけでございますので、特に影響を受けているであろうということで限定させていただきました。

その中で、今回、国の支援もあるのだから、その分をほかに回すことで広く支援できるのではないかというお話でございますが、この影響によって収入がどれだけ途絶えているのか、その期間についても、どれだけの期間収入が減少するのかというのは限定されるわけでもございませんので、

ここはひとつ当初の計画どおりお認めいただきたいなと思っておる次第でございます。

あと、人数加算については、これまで世帯で収入があったということでございますので、人数によってという意見もあるかもしれませんが、世帯に対してやりたいなと思っております。

特に、今回、想定で65世帯への支給を考えておりますが、1人世帯、2人世帯で59世帯でございます。ですので、大半が1人、2人でございますので、そのような形で対応させていただきたいなと思っております。

以上です。

議 長（福西広理君） これをもちまして総括質疑を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会いたします。ありがとうございました。

（午前11時00分 散会）

# 議 事 日 程

厚 生 委 員 会  
総務建設経済委員会

## 総務建設経済委員会議事日程

令和2年6月11日(木) 9時00分開議

- 日程第1 承認第10号 令和2年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について
- 日程第2 議案第30号 令和2年度川西町一般会計補正予算について
- |    |        |     |    |       |       |
|----|--------|-----|----|-------|-------|
| 歳出 | 款2     | 総務費 | 項4 | 総務管理費 | P8    |
|    | 款6     | 土木費 | 項2 | 道路橋梁費 | P10   |
|    | 款7     | 消防費 | 項1 | 消防費   | P10   |
|    | 款8     | 教育費 | 項2 | 小学校費  | P10   |
|    |        |     | 項4 | 中学校費  | P10   |
| 歳入 | 上記関係歳入 |     |    |       | P6～P7 |
- 日程第3 議案第32号 令和2年度川西町水道事業会計補正予算について
- 日程第4 議案第33号 川西町認可地縁団体印鑑条例の一部改正について
- 日程第5 議案第34号 川西町税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第35号 川西町手数料条例の一部改正について
- 日程第7 議案第36号 川西町体育施設条例の一部改正について
- 日程第8 議案第39号 川西町水道事業給水条例の一部改正について

閉会 10時51分

## 説明のために出席した者

町長	竹村	匡正	
副町長	森田	政美	
総務特別参事	江畑	幸男	
総務課長	石田	知孝	
総合政策課長	喜多	勲	
税務課長	西川	直明	
債権管理課長		〃	
事業課長	山口	尚亮	
事業課結崎駅周辺整備事業室長	松下	正嗣	

教育長	橋本	宗和
教委事務局長	吉岡	秀樹
事務局主幹	深澤	達彦

会計管理者	福本	誠治
-------	----	----

## 職務のために出席した者

議会事務局長	中川	辰也
議会事務局	安井	洋次

## 欠席委員及び職員

## 総務建設経済委員会議事日程

令和2年6月15日(月) 10時00分開議

日程第1 議案第36号 川西町体育施設条例の一部改正に対する修正案について

閉会 10時 06分



## 出席委員

委員長	安井 知子	副委員長	福山 臣尾
委員	芝 和也	委員	中嶋 正澄
委員	伊藤 彰夫		
議長	福西 広理	副議長	弓仲 利博

## 説明のために出席した者

町長	竹村 匡正
副町長	森田 政美
総務特別参事	江畑 幸男
総務課長	石田 知孝
教育長	橋本 宗和
教委事務局長	吉岡 秀樹
事務局主幹	深澤 達彦

## 職務のために出席した者

議会事務局長	中川 辰也
議会事務局	安井 洋次

## 欠席委員及び職員

# 厚生委員会議事日程

令和2年6月12日(金) 9時00分開議

- 日程第1 承認第9号 令和元年度川西町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分について
- 日程第2 議案第30号 令和2年度川西町一般会計補正予算について
- |    |        |     |    |       |    |
|----|--------|-----|----|-------|----|
| 歳出 | 款2     | 総務費 | 項1 | 総務管理費 | P8 |
|    | 款3     | 民生費 | 項1 | 社会福祉費 | P9 |
|    |        |     | 項2 | 児童福祉費 | P9 |
|    | 款4     | 衛生費 | 項2 | 清掃費   | P9 |
| 歳入 | 上記関係歳入 |     |    |       | P6 |
- 日程第3 議案第31号 令和2年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
- 日程第4 議案第35号 川西町手数料条例の一部改正について
- 日程第5 議案第37号 ぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正について
- 日程第6 議案第38号 川西町介護保険条例の一部改正について

閉会 9時57分

## 出席委員

委員長	寺澤 秀和	副委員長	松村 定則
委員	石田 三郎	委員	堀 格
委員	福西 広理	委員	弓仲 利博

## 説明のために出席した者

町長	竹村 匡正
副町長	森田 政美
総務特別参事	江畑 幸男
総務課長	石田 知孝

子育て支援担当理事	奥 隆至
住民保険課長	大西 成弘
長寿介護課長	岡田 充弘

会計管理者	福本 誠治
-------	-------

## 職務のために出席した者

議会事務局長	中川 辰也
議会事務局	安井 洋次

## 欠席委員及び職員

令和 2 年 川 西 町 議 会  
第 2 回 定 例 会 議 録

( 第 3 号 )

令和 2 年 6 月 1 9 日

令和2年川西町議会第2回定例会会議録（再開）

招集年月日	令和2年6月19日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	令和2年6月19日 午前10時 宣告	
出席議員	2番 弓仲 利博      3番 福山 臣尾 4番 堀 格      5番 松村 定則      6番 安井 知子 7番 福西 広理      8番 伊藤 彰夫      9番 石田 三郎 10番 寺澤 秀和      11番 中嶋 正澄      12番 芝 和也	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村 匡正      副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和      総務特別参事 江畑 幸男 子育て支援担当理事 奥 隆至      会計管理者 福本 誠治 総務課長 石田 知孝      総合政策課長 喜多 勲 税務課長 西川 直明      住民保険課長 大西 成弘 長寿介護課長 岡田 充浩      教委事務局長 吉岡 秀樹 事業課長 山口 尚亮 事業課結崎駅周辺整備事業室長 松下 正嗣	
	監査委員 出席なし	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 中川 辰也 モニター係 安井 洋次	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	3番 福山 臣尾 議員	4番 堀 格 議員

## 川西町議会第2回定例会(議事日程)

令和2年6月19日(金)午前10時00分再開

日程	議案番号	件名
第 1		委員長報告 厚生委員長報告 承認第 9 号、議案 30 号、議案 31 号、議案 35 号、議案 37 号、 議案 38 号  総務建設経済委員長報告 承認第 10 号、議案第 30 号、議案 32 号、議案 33 号、議案 34 号、 議案 35 号、議案 36 号、議案第 39 号  質疑・討論・採決
第 2	議案第 30 号	令和 2 年度川西町一般会計補正予算について
第 3	議案第 36 号	川西町体育施設条例の一部改正について  討論・採決
第 4	承認第 9 号	令和元年川西町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分について
第 5	承認第 10 号	令和 2 年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について
第 6	議案第 31 号	令和 2 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第 7	議案第 32 号	令和 2 年度川西町水道事業会計補正予算について
第 8	議案第 33 号	川西町認可地縁団体印鑑条例の一部改正について
第 9	議案第 34 号	川西町税条例の一部改正について
第 10	議案第 35 号	川西町手数料条例の一部改正について
第 11	議案第 37 号	ぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正について
第 12	議案第 38 号	川西町介護保険条例の一部改正について
第 13	議案第 39 号	川西町水道事業給水条例の一部改正について
	(追加日程)	
第 14	議案第 40 号	令和 2 年度川西町一般会計補正予算について
第 15	発議第 1 号	全体を視野に入れた予算措置を求める意見書
第 16	発議第 2 号	県営水道料金の単価の引き下げを求める意見書

(午前10時00分 再開)

議長(福西広理君) 皆様、おはようございます。

これより令和2元年川西町議会第2回定例会を再開いたします。

本日におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策のため、出席者全員にマスクの着用を求めますので、御了承ください。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、委員長報告を議題といたします。

去る8日の定例会において上程され、各委員会に付託した、承認第9号、令和元年度川西町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分についてより、議案第39号、川西町水道事業給水条例の一部改正についてまでの承認案2件、議案10件に対する審査の経過並びに結果について、常任委員長の報告を順次求めます。

厚生委員長 寺澤秀和議員。

厚生委員長(寺澤秀和君) 皆さん、おはようございます。

議長の御指名をいただきましたので、厚生委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

去る6月8日の本会議において当委員会に付託されました各議案につきまして、6月12日に委員会を開催し、審議をいたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、承認第9号、令和元年度川西町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分については、報告のとおり承認いたしました。

次に、議案第30号、令和2年度一般会計補正予算についてであります。

委員より、「保健センターにおける壁紙の貼り替え修繕費と薬品保管冷蔵庫購入費については、新型コロナウイルス対応の地方創生臨時交付金の対象にならなくても執行するのか」との質問があり、当局より、「老朽化しており、各種健診事業等で利用していることから、ウイルスが付着しにくい対応型壁紙への変更や、故障による冷蔵庫使用不能といった不測の事態を回避するために執行する予定であり、交付金事業に採択されるよう努めたい」との回答がありました。

次に、委員より、ひとり親家庭等への支援給付金の対象世帯について質問があり、当局より、「5月31日において川西町に住所を有する児童扶養手当の受給者、又は福祉医療制度の川西町ひとり親家庭等医療費助成の資格者に対して支給することになる」との回答がありました。

続いて、委員より、「児童扶養手当の基準額超過により全部停止となっている世帯については、今回対象外か」との質問に対し、当局より、「児童扶養手当の全部停止で手当を受けていない世帯は対象外となるが、ひとり親であり、医療費助成の対象となっている場合には給付金の対象となる」との回答がありました。

また、委員より、対象世帯数についての質問があり、当局より、「臨時特別給付金の対象となる全68世帯のうち23世帯が、ひとり親家庭等医療費助成の対象世帯」との回答がありました。

これに関連して、委員より、「遺族年金等の年金受給者であっても給付金の対象となるのか」との質問には、当局より、「遺族年金は、所得税法上の非課税所得であるが、児童扶養手当の基準額算定の際には、収入とみなされ、加算される。全部停止となる場合もあるが、ひとり親家庭等医療費助成の対象者であれば、給付金の対象となる」との回答がありました。

続いて、委員より、社会福祉協議会が貸付けをしている生活支援貸付金及び生活保護の申請件数について質問があり、当局より、「生活支援貸付金の貸付け件数は増加、生活保護申請件数についても、新型コロナの影響であるか否かは不明だが、一次面接を行い、中和福祉事務所へつなぐ件数が増加している。つなぎ資金が必要である方には、社会福祉協議会の貸付けにもつないでいる」との回答がありました。

さらに、委員より、今回、対象を特にひとり親に絞った理由と、10万円とした根拠について質問があり、当局より、「ひとり親である子育て世帯においては、学校の臨時休校等の影響、また、子どもの急な発熱等により勤務する会社を休まざるを得ない状況があり、特に新型コロナウイルスの影響を受けやすい世帯であると推定した。10万円としたのは、児童扶養手当が1カ月おおよそ4万5,000円ということで、今回の対象世帯を見ると、子どもが1人ないし2人の世帯が9割を占め、2人分として約2倍の10万円と積算した」との回答がありました。

続いて委員より、「困窮している世帯に給付金を支給すると言うが、EBPM（根拠に基づく政策立案）がなされているのか」との質問に対し、当局からは、「ひとり親に着目した理由としては、平成27年の国民生活基礎調査では、我が国における子どもの貧困率は13.9%、ひとり親の家庭の子どもにあっては50.8%となっており、平均的な所得の半分以下の世帯で暮らしている子どもがひとり親の家庭に多い。また、奈良県が5年ごとに実施している子どもの生活に関する実態調査の中でも、母子世帯では、自身の収入を得ながら、69.1%が児童扶養手当を受給している状況にある。離婚等による養育費の取決めをしていない世帯は50.9%あり、年収200万円未満の世帯が44.8%、子どもの生活に関する実態調査の小・中学生世帯12.4%の3.6倍に上り、仕事の年収100～150万円未満が18.7%と、最も多い結果となっている。このことから、仕事、育児を頑張ってもなお苦しいというひとり親が今回のコロナの影響を受けやすいとの推定の下、子どもと家庭の生きづらさに町が支援を行うことで、子どもの健やかな育みを支援する対策とした」との回答がありました。

また、委員より、「平時のことでなく、コロナの影響がある中で、課題



を見つけ、問題点を探る必要があるのではないか。また、急を要する場合には、貸付金制度等も活用し、対応すればよいのではないか」との質問があり、当局より、「ひとり親世帯について、児童扶養手当を受給し、ようやく生活を営める程度であり、仕事をしてもおかしいというのが現状であると認識しており、今後もコロナの影響で大企業においても人員整理がなされ、特に非正規社員が多いひとり親家庭では、蓄えを取り崩しながら、大変な時期が来るのではと感じており、給付金を支給することに問題はないと考える。10万円という金額は、今後どの程度失業状態になるか、また、どれくらいの期間で復帰できるか、明確にはわからないが、まずは10万円の給付金を支給することで対応したい。国の休業補償についても、従来は会社が申請をするものとされていたが、個人でも申請できるようになり、どれくらいの時間で対応されるかを見極めつつも、このたびの町の臨時特別給付金については迅速に対応しなければならないと考えている」との回答がありました。

次に、委員より、「放課後児童対策費の会計年度任用職員である学童保育所指導員の活用は始まっているのか」との質問があり、当局より、「コロナウイルス感染症の影響により緊急事態宣言が出され、学校が休業となったことにより事業を休止している子育て支援センター職員や子どもセンター職員を学童保育所に配置し、不足している指導員として活用し、運営を行っている」との回答がありました。

以上の審議の後、採決の結果、議案第30号、令和2年度川西町一般会計補正予算についてを可決承認いたしました。

次に、議案第31号、令和2年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算については、提案説明のとおり承認いたしました。

続いて、条例議案関係でございます。

議案第35号、川西町手数料条例の一部改正については、提案説明のとおり承認いたしました。

次に、議案第37号、ぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正についてであります。

委員より、「以前から提案しているぬくもりの郷の施設売却の検討状況はどうか」との質問があり、当局より、「現在のところ検討はしていない。長期的に見れば売却もあるとも考えるが、新たなグループホームもできるなど、需要が増える中で低所得者に配慮すれば、なお施設は必要と考える」との回答がありました。

また、委員より、「今般、民間事業所からグループホームの参入があったことから、町による運営を撤退し、施設が比較的新しいうちに売却するのがよいと考えるので、検討をお願いしたい」との意見があり、これに対して当局からは、「介護保険制度が始まり、町内にサービスを受ける施設や場所がないということで、平成12年からぬくもりの郷デイサービスと

グループホームを開始した。グループホームについては、他の民間施設よりもかなり低額での利用料設定となっていて、今回の条例改正が承認されれば少しは上がることになるが、町が撤退し、完全に民間移管することで利用料が上がれば、入居者の方の負担がより増大する。もう少し時間を頂き、利用料が民間レベルに達する 때가あれば、その時点で検討していきたい。また、基本的な考えとしては、民間による介護サービスも充実してきていることから、自治体での運営については再考する時でもあると考える」との説明がありました。

以上の審議の後、議案第37号、ぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正については、原案どおり承認いたしました。

次に、議案第38号、川西町介護保険条例の一部改正についてであります。

委員より、介護保険料の軽減による影響額と、その不足分に対する財源充当について質問があり、当局からは、「今回の改正は令和2年度分の保険料に係るものであり、現在はまだ算定途中であるが、令和元年度の状況で試算すると、軽減該当者は、全被保険者3,076名中、第1段階が543名、第2段階が204名、第3段階が201名で、全体のおよそ3割、948名が軽減対象になり、軽減合計額はおよそ1,023万円。これによる介護保険料の収入不足は公費で賄うことになっており、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1となる」との回答がありました。

以上の審議の後、議案第38号、川西町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり承認いたしました。

以上が、当委員会所管の議案に対してなされた質疑及び回答並びに審査結果であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されんことを望みまして、厚生委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますよう、お願いいたします。

議長（福西広理君）　　続きまして、総務建設経済委員長 安井知子議員。

総務建設経済委員長（安井知子君）　　議長の御指名をいただきましたので、総務建設経済委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

当委員会は、令和2年6月11日及び15日に開催し、当委員会に付託されました各議案について、当局から詳細な説明を受け、慎重に審議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、承認第10号、令和2年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分についてであります。

委員より、現在の収納状況及び今後の繰上充用の見通しについて質問があり、当局より、「滞納がなく返済されていた債権は令和2年度に完納。また、遅れながらも約定どおり償還されている債権は令和4年度に完納さ

れる見込み。現在分納で償還されている債権の歳入が約100万円見込めるため、分納どおり償還した場合は、令和8年度に繰上充用はなくなるものとする」との回答がありました。

また、「住民への説明はどのようにするのか」との質問に対し、当局より、「事業の全体像についての説明はいずれかの時期に行うが、まだその時期ではないとする」との回答がありました。

さらに、当該事業の当初から現在までの償還状況についての質問に対し、当局より、「貸付額16億6,000万円に対する償還予定額は20億5,000万円、償還済額19億2,000万円、未償還額が9,600万円、補助金を活用して不能欠損処理した額は2,700万円で、償還が滞っている額5,500万円、分納償還及び順調償還額は4,000万円」との回答がありました。

続いて、今後の回収についての質問に対し、当局より、「令和2年4月から継続して納付している9名について、債権管理課が交渉及び徴収を担当することとなり、今後、償還計画の更新期が来る方から順次面談などを行い、早期の完済に向けて納期の計画を立てる予定」との回答がありました。

また、「償還計画の見直しも含めて、町の回収方針について」との問いには、当局より、「短期間で回収できるよう、物件の処分も含め回収に努める」との回答があり、委員からも、早期回収に努力するよう要請がありました。

以上の審議の後、承認第10号、令和2年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分についての報告を承認いたしました。

次に、議案第30号、令和2年度川西町一般会計補正予算についてであります。

委員より、「コミュニティ助成事業補助金について、各自治会への補助制度の周知はどうなっているのか」との質問があり、当局より、「毎年6月ごろ開催の自治連合会総会で周知しており、各自治会は承知していると理解している」との回答がありました。

次に、委員より、「コロナに起因して収入が減少した方への対応策に関連して、就学援助の件数について」との質問があり、当局より、「就学援助制度準要保護世帯の対象児童数と対象世帯数は、昨年度のデータで小・中学生を合わせて69名40世帯となっている」との回答がありました。

さらに、委員より、「準要保護世帯に対するコロナの影響と、今回の補正予算で計上している支援給付金の給付に関しての教育委員会の考え方について」との質問があり、当局より、「就学援助制度は、学校教育法19条を根拠とし、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対する準要保護就学援助費を支給する制度である。この制度は、前年度の所得が基準となっており、今回の新型コロナウイルス

感染症の影響判定が難しく、小学生・中学生以外の家庭への支援なども考慮し、教育委員会としては、給食費と教材費の免除措置とした」との回答がありました。

また、委員より、「この就学援助制度は、受付期間外にも申請できるのか。また、コロナでの減収も対象となるのか」との質問に対し、当局より、「年度途中でも申請は可能で、コロナの影響による減収も状況によっては対象になる」との回答がありました。

また、委員より、「中央体育館等の工事内容に関連して、一般質問の答弁の中で、指定避難所にはコロナ対策として換気用サーキュレーターを購入すると聞いたが、中央体育館及び武道場にも設置するのか」との質問に対し、当局より、「配備を予定している」との回答がありました。

さらに、委員より、「新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業費の家庭学習用貸出コンピュータは、G I G Aスクール用コンピュータとして利用するのか。また、貸出ルールはどうなっているのか」との質問に対し、当局より、「G I G Aスクール構想の1人1台端末として、学校での学習と、今回のような緊急事態における家庭学習での使用を想定している。貸出ルールについては、文部科学省のG I G Aスクール構想が前倒し実施となったことから、整備と並行して検討を進めていく」との回答がありました。

また、委員より、「土木費の道路舗装工事の工事箇所について、大和中央道の開通後には通行止めとなる道路を舗装工事する必要があるのか」との質問があり、当局より、「奈良県施工の大和中央道については、用地取得に時間を要し、開通の見通しが立っていないと聞いている。当該道路は、交通量も多く、路面状態が非常に悪い。職員による軽易な路面修理が絶えない道路であるため、舗装工事を実施したい」との回答がありました。

以上の審議の後、議案第30号、令和2年度川西町一般会計補正予算は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第32号、令和2年度川西町水道事業会計補正予算についてであります。

委員より、「コロナウイルス対策として水道基本料金を減免されるが、奈良県に対してのコロナ対応に対する受水費引下げの交渉について」との質問があり、当局より、「奈良県受水協議会より会員の24市町村に対し、コロナウイルス対応として受水費低減要望書の提出に関する意見聴取があったが、意見集約したところ、料金減免を実施していない市町村もあることから、協議会において継続審議となり、現時点では要望書の提出は行わないことになった」との回答がありました。

また、委員より、「コロナ対応とは別に、受水費の引下げ交渉は実施されているのか」との質問に対し、当局より、「町村会を通じて日頃から要望している。令和2年度については現状の単価で、来年度以降については、

現状を継続するか協議を行う予定」との回答がありました。

また、委員より、「受水単価が引き下げられた場合、水道料金引下げに反映されるのか」との質問があり、当局より、「受水単価が引き下げられても、水道事業には固定費もあり、赤字運営になる可能性もある。町の水道管も老朽化しており、水道管更新に多額の費用が必要となることを踏まえ、受水単価が引き下げられても、単純に料金に反映できるとは考えにくい」との回答がありました。

以上の審議の後、議案第32号、令和2年度川西町水道事業会計補正予算については、原案どおり承認いたしました。

次に、議案第33号、川西町認可地縁団体印鑑条例の一部改正については、提案説明のとおり承認いたしました。

次に、議案第34号、川西町税条例の一部改正についてであります。

委員より、「コロナの影響で税収が減るのでは」との質問があり、当局より、「徴収猶予制度を利用された場合、減収となった税は来年度に納税される予定」との回答がありました。

また、委員より、イベントなどの中止による寄附金制度の適用に関する質問があり、当局より、「現状では、町単独のイベントで、この制度に該当するものはないと考えている。国・県が指定したイベントなどに該当する場合は、申告をされたときに寄附金控除として受付をする」との回答がありました。

以上の審議の後、議案第34号、川西町税条例の一部改正については、原案どおり承認いたしました。

次に、議案第35号、川西町手数料条例の一部改正については、提案説明のとおり承認いたしました。

次に、議案第36号、川西町体育施設条例の一部改正についてであります。

委員より、「シャワー室の使用料について、個人利用料のみで団体料金などは要らないのではないかと」との質問があり、当局より、「指定管理者と調整する中で、設定することとなった。今後、引き続き利用実態などを把握してまいりたい」との回答がありました。

さらに、委員より、「施行日が10月1日なのはなぜか。施設が完成しているならば、早く料金徴収すればよいのではないかと」との質問に対し、当局より、「住民に対する周知期間を設けた」との回答がありました。

これに対し、委員より、「その間の光熱水費等は誰が支払うのか」との質問があり、当局より、「一旦指定管理者側で支払ってもらい、年度末には精算調整する」との回答がありました。

しかし、委員より、「当該料金については、早期に徴収すべき」との意見が出され、施行期日を早めた修正案が委員連名で提出され、採決の結果、修正案を可決承認いたしました。なお、施行期日以外の部分については、

原案どおり承認いたしました。

次に、議案第39号、川西町水道事業給水条例の一部改正については、提案説明のとおり承認いたしました。

以上が、当委員会所管の議案に対する質疑及び回答並びに審査結果であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務建設経済委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（福西広理君） 以上で各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（福西広理君） 質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、日程第2、議案第30号、令和2年度川西町一般会計補正予算についてを議題といたします。

お手元に配付してありますとおり、芝和也議員から、議案第30号、令和2年度川西町一般会計補正予算の組替えを求める動議が提出されております。

本動議につきましては、提出者に説明を求めます。

12番 芝和也議員。

12番議員（芝和也君） 12番 芝和也です。それでは、議案第30号、令和2年度川西町一般会計補正予算（第2回）の組替えを求める動議を地方自治法115条3項の規定により提出いたしましたので、その趣旨を御説明申し上げます。

今般の予算案では、コロナ対応としまして、組替えなければ、コロナによる収入減となった世帯へ支給することを趣旨とする給付金が、児童扶養手当の受給世帯のみとなってしまう、これ以外の減収世帯へは及ばないこととなりますので、これを改め、コロナで困っている人を支援しようとするそもそもの趣旨どおり、コロナにより減収となった世帯へも手だてを講じることができるように、組替えを求めているものであります。

議員の皆さんにおかれましても、「ひとり親に限らず、それ以外へも」との思いはお持ちと存じます。予算を通すか否かの判断では、予算一本にくくられていますので、このことのみで予算の否決などはできませんので、やむなしとのことでありましょう。手だてに時間がかかる云々の話もございしますが、組替えても、ひとり親世帯への給付措置に時間の支障は起こりません。変わるのは、ひとり親のところへしか行かないか、それ以外の減

収世帯へも道を開くかが変わるだけであります。

自然災害から住民生活を支援する自治体の務めとして、よりふさわしい取組となることを求めている提案でありますので、そのところをお酌み取りいただきまして、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。

決して予算に反対してのものではありません。同一の条件へ範囲を広げようとする提案であります。何とぞよろしく願いをいたします。

議長（福西広理君） 動議に対する説明は終わりました。

これより、ただいまの動議に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（福西広理君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論は、ただいまの組替え動議及び原案を含めましてお願いいたします。討論ありませんか。

12番 芝議員。

12番議員（芝 和也君） 12番 芝和也です。それでは、ただいま議題となっています議案第30号、一般会計補正予算の原案に対する討論を行います。

態度表明は、賛成の立場からの討論となります。

補正予算は、ただいまの動議でも申し上げましたように、基本、コロナ対応の予算計上がなされており、コロナ禍にある住民生活を支援すべく各種の手だてが講じられ、その効果に大いに期待をしております。ただ、コロナにより減収が起こった世帯に対する支援給付金が組み込まれておりますが、できるだけ短時間で手が打てるよう、ひとり親世帯のみの措置とすることとなっております。

しかしながら、コロナによる減収はひとり親世帯に限ったことではありませんので、この取組は、コロナによる減収で困っている世帯を支援することがその趣旨である旨、理事者の皆さんも審議を通じて何度も答えておられますし、荒っぽい決め方を認めた上で、取組への理解を求めておられるところでもあります。

今般の取組では、裾野を広げなければ、ひとり親以外の減収世帯への手だては実施されないままです。自治体としてふさわしい取組とは何ぞやということをよく御留意いただきますよう改めて申し添え、補正内容については追加を求めることはあっても、否定する取組は何もありませんので、今般の措置がコロナ禍にある住民支援策としてそれぞれ大いに役立つことを念願し、原案にも賛成するものであります。

議長（福西広理君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

まず、議案第30号、令和2年度川西町一般会計補正予算の組替えを求める動議についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの組替えを求める動議に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（福西広理君） 賛成少数により、ただいまの動議は否決されました。

次に、議案第30号、令和2年度川西町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

議案第30号を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（福西広理君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第3、議案第36号、川西町体育施設条例の一部改正についてを議題といたします。

先ほど安井委員長の報告にありましてとおり、議案第36号、川西町体育施設条例の一部改正については、総務建設経済委員会で修正案が賛成多数で可決されております。その修正案をお手元に配付しております。

それでは、提案説明を省略し、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

芝議員。

12番議員（芝 和也君） それでは、提出者に若干お伺いいたします。

周知期間の変更ですけれども、周知期間についての御認識をどういうふうにお持ちか、お伺いしておきたいと存じます。

議 長（福西広理君） 8番 伊藤議員。

8番議員（伊藤彰夫君） 修正理由のところにも上げておりますが、今回の使用料の改正は、設備改良に伴う機能向上が図られるものであり、単純な既存施設の使用料値上げには当たりません。そのため、周知期間は必要最低限で事足りるものであり、7月1日施行に修正すべきものであると考えております。

以上です。

議 長（福西広理君） 芝議員。

12番議員（芝 和也君） 必要最低限は必要だと、そういうお答えであったかと思えます。だから、必要最低限ということであれば、今日が19日で7月1日施行ですので、10日ちょっとということになりますが、10日ほどあれば周知期間としては十分だと、こういうことでよろしいでしょうか。

議 長（福西広理君） 伊藤議員。

8番議員（伊藤彰夫君） はい。10日であれば十分でございます。



議 長（福西広理君） ほかに質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論は、ただいまの修正案及び原案を含めましてお願いいたします。討論ありませんか。

芝議員。

12番議員（芝 和也君） 12番 芝 和也です。それでは、議案第36号の川西町体育施設条例の一部改正につきまして、態度表明としましては、修正案に反対し、原案賛成の立場から申し上げます。

本修正案につきましては、施行日を10月1日から7月1日へ改めるものでありますが、7月1日施行では周知期間が余りにも短く、極論すれば、今日の明日みたいな話であります。今般の使用料金は、これまでなかったものを新たに設けるわけですので、当然、周知期間はあってしかるべきであり、原案のとおり3カ月が妥当と存じます。

よって、本修正案には反対し、原案に賛成するものであります。

議 長（福西広理君） ほかに討論ありませんか。  
4番 堀議員。

4番議員（堀 格君） 修正案に賛成の立場から討論させていただきます。

この体育館につきましては、既に工事がかなり前に終わっておりまして、料金が発生するというのは皆さんに周知のこのようであります。関係するところが7月でいいということで、わざわざ修正案を出していることありますので、修正案でいいと思います。賛成といたします。

なお、若干の意見といたしまして、既にこういうことは終わっていますから問題は起こらないと思いますけども、例えば文化会館みたいなところを我々が使っているのでありますけども、月々の会費というのを皆さんから徴収しているのであります。会費を集めるという観点で、会費の中には使用料とかクーラー代、暖房費等を含めた会費を集めていますので、そういう意味でいきますと、料金の改定というのは、月々の会費は決めていますけれども、毎月集めるのは大変なので、半年ピッチで集めているところ結構あるわけあります。そういうタイミングを考えて、ぜいたくな話かもしれませんが、料金の改定というのは10月1日とか4月1日とか、そういうところで周知期間を設けた上でやっていただけたらということです。

今回は、全体の状況を見て7月1日ということで問題ないと思うのであります。今回そういうことをやったから、常にということにならないように、若干の意見を付して賛成討論とさせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

議 長（福西広理君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (福西広理君) ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

まず、議案第36号、川西町体育施設条例の一部改正の修正案より採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの修正案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (福西広理君) 賛成多数により、修正案は可決されました。

よって、原案は否決されたものとして、採決を省略したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (福西広理君) 異議なしと認め、原案は否決されました。

よって、議案第36号、川西町体育施設条例の一部改正については、修正可決されました。

お諮りいたします。日程第4、承認第9号、令和元年度川西町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分について、日程第5、承認第10号、令和2年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について、日程第6、議案第31号、令和2年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、日程第7、議案第32号、令和2年度川西町水道事業会計補正予算について、日程第8、議案第33号、川西町認可地縁団体印鑑条例の一部改正について、日程第9、議案第34号、川西町税条例の一部改正について、日程第10、議案第35号、川西町手数料条例の一部改正について、日程第11、議案第37号、ぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正について、日程第12、議案第38号、川西町介護保険条例の一部改正について、日程第13、議案第39号、川西町水道事業給水条例の一部改正について、以上の承認案2件、議案8件を一括議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (福西広理君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

12番 芝議員。

12番議員 (芝 和也君) 12番 芝 和也です。ただいま一括議題となりました、今般上程の承認案2本、補正予算案2本、条例案6本、都合10議案に対する討論を行います。

態度表明であります。承認第10号の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算については反対、あとの議案につきましては、それぞれ賛成するものであります。

住宅新築資金の補正予算であります。今年から、この事業の貸付金の回収事務が回収組合から離脱して、川西町自らの手で手がけていくことになりました。回収の見通しですが、依然、事実上の焦げつきとなっている長期未納分には見通しが立っていませんが、わずかながらでも分納で償還している貸付けの多くが、今年は償還期間の見直しの時期と重なる状況になっております。そこで、世間一般に通じる償還年数に切り換えていく旨、審議の中では意向を示されました。

また、本会計の繰上充用の会計処理にも、町の償還分が終了することから、あと数年でこの変則的な流れから離脱できる見通しも示されました。

いずれにしても、一連の貸付けと回収事務の曖昧さが招いた結果、今日の状態になっていることですので、この出来事に関しては、町長の直接の責任はありません。過去のずさんが招いた最終盤の処理を、たまたま首長として、行政の責任者として今日を迎えているだけのことでありますので、そこはきれいさっぱり整理できますし、会計の状況を明確にもできましようから、事の次第を住民の皆さんにつまびらかにされれば済む話と心得ます。

町長が言われていますように、しばらく先に延ばさずとも今後の会計処理は変わりませんし、事務の執行も変わりませんので、行政の責任者として、その実務に直接携わっていたならば別かもしれませんが、町長はそうではありませんので、一切合切のきちんとした説明はいつでもできるものと存じます。

よって、きちんとした説明を行われ、中身をつまびらかにして、会計処理に今後当たっていかれんことを改めて求めまして、本会計については不承認とするものであります。

あとの補正予算案を初め各条例案につきましては、いずれも賛成をいたしますが、37号のぬくもりの郷グループホーム条例については、家賃の引上げで、これまで設定してきた家賃を周りに合わせていくということで、基本、現行の2.5倍への引上げということでもあります。

従前の料金維持は厳しいにしても、町としての考えで設定し、これまで運営してきたものであることから、引き続き、家賃設定については独自の考えを貫くことを求め、今後の変動については連動を避けるべく運営するよう申し添えるものであります。

以上、今般上程の承認案2本、補正予算案2本、条例案6本に対する討論を終わります。

議 長（福西広理君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第9号について、報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (福西広理君) 賛成全員により、承認第9号については、報告どおり承認いたしました。

お諮りいたします。

承認第10号について、報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (福西広理君) 賛成多数により、承認第10号については、報告どおり承認いたしました。

お諮りいたします。

議案第31号から議案第35号及び議案第37号から議案第39号までを一括採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (福西広理君) 異議なしと認め、一括採決することに決しました。お諮りいたします。

議案第31号から議案第35号及び議案第37号から議案第39号までについて、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (福西広理君) 賛成全員により、各案件は、原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により、議案第40号、令和2年度川西町一般会計補正予算について、発議第1号、全体を視野に入れた予算措置を求める意見書、発議第2号、県営水道料金の単価の引き上げを求める意見書についてを追加議案といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (福西広理君) 異議なしと認め、日程第14、日程第15及び日程第16に追加し、議案といたします。

日程第14、議案第40号、令和2年度川西町一般会計補正予算についてを議題といたします。

当局からの説明を求めます。

竹村町長。

町議長 (竹村匡正君) それでは、御説明いたします。

今回、追加提案させていただきます議案第40号、令和2年度川西町一般会計補正予算は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び影響緩和への対応として、5月臨時議会で御承認いただいた補正予算、そして、

今6月議会で上程いたしました補正予算案に加え、諸般の状況に鑑み、緊急・追加的に講ずべき対策予算を計上させていただくものであります。

それでは、概要を御説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

今回の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出にそれぞれ2,912万6,000円を追加し、総額を69億783万8,000円に増額することといたしております。

次に、補正予算の事項別明細書、5ページをお開き願います。

まず、歳出ですが、第2款総務費 第1項総務管理費において、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業費を2,912万6,000円増額補正することといたしております。

事業の内容としては4つございまして、まず1つ目は、有料ごみ袋の配布事業であります。外出自粛による家庭ごみの増加に対応し、作業員の感染防止のため少量小出しのごみ出し協力を要請するため、ごみ袋を無料配布するものでございます。

そして、2つ目は、保育園・認定こども園・町外幼稚園在園児の副食費の年度内無償化でございまして、既に補正予算案で上程済みの町立幼稚園・小学校・式下中学校の給食費無償化に相当する措置として実施しようとするものでございます。

3つ目は、町内事業者の経営支援措置でございまして、補正予算案の事業を拡充し、行政と住民が協力して地域の消費拡大を図るためのクーポン券の発行額を拡大するとともに、テイクアウト、デリバリーを新たに始める事業者を支援するものでございます。

最後4つ目は、自治会が行うコロナ対策協力活動交付金の支給でございまして、広報号外、マスク、ごみ袋等の配布、さらには災害時の一時避難所となる公民館の感染防止活動など、これまでの、そして今後のコロナ対策の取組に協力し、御苦労いただく自治会の活動費として交付金を支給するものであります。

4 ページをご覧ください。歳入でございまして。

第15款県支出金 第2項県補助金で、県内消費喚起支援事業県補助金1,095万円を見込んでおります。先ほどの3つ目の事業で御説明いたしました、地域の消費拡大を図るためのクーポン券発行事業に係る県補助金でございまして、昨日の6月県議会で上程されました補正予算のうち「市町村との連携・協働によるプレミアム商品券等を活用した県内消費の喚起」の対策予算を計上いたしております。

また、第19款繰越金 第1項繰越金では、前年度繰越金1,817万6,000円を見込んでおりますが、今後、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の2次配分や第2次補正予算による追加配分についても、積極的な活用を図りたいと考えております。

追加提案する令和2年度川西町一般会計補正予算の御説明は以上でございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（福西広理君） 説明が終わりましたので、ただいまより審議に入ります。

質疑ございませんか。

12番 芝議員。

12番議員（芝 和也君） 12番 芝 和也です。今度のコロナのことで、休業に対する援助措置というような形で商品券のようなものを用意して、それを使う住民の負担軽減、その活用による商売上の売上げ効果策が打たれていると存じます。

今度のこの3次、当初上がった2次の両方の補正予算の一連の対応を通じましても、本町の取組としましては、県内他団体に見られるような休業補償の取組が、どちらかといえば、コロナ対応の中で今回はなかったということになるかと思えます。

当初から、この件に関しては町長にもお話を伺っていますけれども、それは国と県に任せるという意向をお示しでありましたが、ここら辺の手だてについて、今後の動向次第なのか、それとも、もうこの分野は国と県に任せるということで割り切っていくのか、その辺については、町長はどういうふうにお考えか、お伺いをしておきたいと思えます。

議長（福西広理君） 竹村町長。

町長（竹村匡正君） 従前から申しておりますとおり、休業補償につきましては国や県の対応でお願いしたいと考えておりまして、それ以外の部分で、今回のようにクーポン補助などで支援をしてみたいと考えております。

以上です。

議長（福西広理君） 芝議員。

12番議員（芝 和也君） この休業補償の分野は国・県対応という町長の御所見でございますが、大体県下の状況を普通は見比べますし、そうなりますと、「うちもあつたらええな」と思うのが普通の事業主や従業員さんそれぞれの心情かなというふうには思うわけですが、町長としては、ここは割り切って国・県に任せてということで、町としての検討の余地はもう全くないと、こういうことになりますかね、そしたら。もう一度聞きたいと思えます。

議長（福西広理君） 竹村町長。

町長（竹村匡正君） 実際休業している企業というのはほとんど聞いていない状況でございますので、もしあるとすれば国や県にお任せして、それ以外で多くの企業が享受できる支援に努めてまいりたいと思っております。

議長（福西広理君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(福西広理君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

芝議員。

12番議員(芝 和也君) 12番 芝 和也です。追加上程されました令和2年度の一般会計第3回の補正予算についての討論であります。

態度表明は、賛成の立場からのものであります。

今回の補正でコロナ対応の一連の手だてが一応尽くされた形になります。これまでの分に加え、ごみ袋の支給、保育所の給食費の免除、商品券の配付、各自治会への活動助成金の追加がなされております。5月の臨時議会以来の一連のコロナ対応の取組が、コロナに起因した収入減による影響のカバー策となって、本町住民の皆さんのコロナ禍の支えとなることを大いに期待するところであります。

ただ、他団体においては、今も質疑しましたように、休業補償に関して事業主・従業員双方への直接の手だても国や県の事業に上乗せをすることも含めまして取組みが見られますので、私は、本町においてもこれらについての検討の余地は残されていないのではないかと存じます。

いずれにしましても、今回のコロナ対応では、地震や気象ではない自然災害の発生時に住民生活をいかに支えていくかについて、今回の各地の取組を含め、本町の取組みの効果についても状況を掌握・分析した上で、大いに教訓化して、今後に生かされることを申し添え、本補正予算については賛成するものであります。

議長(福西広理君) ほかに討論ありませんか。

堀議員。

4番議員(堀 格君) 4番 堀でございます。重ねて賛成討論するのは本来おかしいのでありますが、若干の補強意見を付して賛成させていただきます。

今般の政府の2次補正予算にすぐ対応していただいて、今般補正予算を出していただいたということについて、改めて御礼を申し上げたいと思います。

問題は、コロナの感染による影響というのがこれで終わるのかどうかということについては、いろいろ議論がなされております。どちらかということ、経済的な面ではむしろ長引くんじゃないかということが言われております。国におきましても、10兆円という予備費を持っております。今後もしも同じような地方創生の交付金というのが出てくる可能性もあるわけであり、その際には、今回対応できなかったところについて、広い目で考えていただきたいと思っております。

今回のひとり親への援助は、基本的には18歳以下の子どもを持った世

帯ということになっておりますが、どうも世の中では学生が非常に困窮しているということもいろいろ言われております。国のほうもそれを放っておくわけにはいかないということで、学生支援緊急給付金、1人当たり20万円とか10万円、それから、この4月から新たに高等教育就学支援新制度というのができまして、授業料の免除・減額というのがスタートいたしました。これも今スタートしたばかりで、どういうふうに転んでいくかわかりませんが、いずれにしても、これらの施策は住民税非課税世帯が対象になっております。

現在の我が国の大学の状況でいくと、授業料が非常に高いということでありますので、本当に住民税非課税世帯の学生への支援だけでいいのか。特に、自宅から離れて遠隔地の大学に通っておられる学生にとっては、多分なかなかアルバイト先がないから、日々の食費を削って生活しているんだろうというふうに推定されます。

そういったところも踏まえて、今後同じようなことが出てきた場合には、いろんな面で検討していただいて、幅広く御支援いただけたらということをお願いして、賛成討論といたします。

ありがとうございました。

議 長（福西広理君） ほかに討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第40号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（福西広理君） 賛成全員により、議案第40号、川西町一般会計補正予算については、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第15、発議第1号、全体を視野に入れた予算措置を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12番 芝和也議員

12番議員（芝和也君） 12番 芝和也です。中嶋正澄議員、松村定則議員、両名の賛成者とともに、留意点として全体を視野に入れた予算措置を求める意見書案を提出いたしましたので、代表いたしまして趣旨説明を申し上げます。

皆さん御承知のとおり、今般可決しました補正予算で、コロナ対応の支援給付金としてひとり親世帯に10万円が支給されますが、この取組の趣旨は、当局も説明しているとおり、コロナに起因する減収世帯を支援することにあるのはそのとおりです。これはひとり親世帯に限りませんので、



議案の審議過程を通じて触れてきましたように、やはり減収世帯全体に措置されてこそ、自治体の手だてとしてはふさわしいものと存じます。

そこで、今後においては、こうした手だての際は、今般のような限定措置にはせず、全体を視野に入れた手だてが講じられるよう、予算措置時点での留意点にしてもらうことを議会の意見として決議しようとするものであります。

議員の皆さんにおかれましても、日頃より自治体の手だてについては研鑽を重ねておられることと存じます。懸命なる御判断をいただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます、提案説明とさせていただきます。

何とぞよろしく願いをいたします。

議 長（福西広理君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（福西広理君） 賛成全員により、発議第1号、全体を視野に入れた予算措置を求める意見書については、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第16、発議第2号、県営水道料金の単価の引き下げを求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12番 芝議員。

12番議員（芝 和也君） 12番 芝和也です。寺澤秀和議員、安井知子議員の両常任委員長の賛成者とともに、今般、県水の単価の引き下げを求める意見書案を提出いたしましたので、以上を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

皆さん御承知のとおり、今般のコロナ対応の取組としまして、本町として水道料金において、その基本料金を9月から半年間の免除措置を実施し、住民の皆さんには手洗いの励行により努めていただくことなど、感染予防策に取り組んでいるところであります、同様の取組は、県下各自治体でもそれぞれ実施されております。

それで、今般のコロナ対応のようないわゆる自然災害への対応は、奈良県においても同じ地方自治体として県下の各市町村と一緒にあって支援に取り組んでいただけるよう、本町議会として働きかけをしようとするものであります。

この県水の単価引下げに関しましては、町村会からも積年の要望で声を上げていただいていることから、歩調を一つにしまして、これを機に県水単価引下げがかなうよう、川西町議会の意見表明をしていこうということで提案をさせていただいた次第でございます。

議員の皆さんには、懸命なる御判断をいただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（福西広理君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（福西広理君） 賛成全員により、発議第2号、県営水道料金の単価の引き下げを求める意見書については、原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案については、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

総務建設経済委員会、厚生委員会及び議会運営委員会並びに駅周辺整備特別委員会、工業ゾーン創出特別委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましても、地方自治法の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査したいと思いますと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） 異議なしと認め、閉会中においても常任委員会及び特別委員会を開催することに決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員各位におかれましては、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提出されました諸議案につきまして慎重に御審議賜り、かつ議会運営

に御理解のある御協力をいただきましたことに対し、議長として厚く御礼申し上げる次第でございます。

理事者におかれましては、今後も引き続き厳しい財政環境が予想されるため、予算の執行に当たっては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正な執行を望むものであります。また、議員各位から出されました御意見、要望を十分に尊重していただき、今後の町政に一層の御努力を賜りたいと存ずる次第でございます。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶をお願いいたします。

竹村町長。

町長（竹村匡正君） 令和2年川西町議会第2回定例会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

本議会に提出いたしました各議案につきまして慎重に御審議を賜り、全議案につきまして議決いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

審議を通じ議員各位から賜りました御意見、御指摘を真摯に受けとめまして、今後の町政に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。

本議会の冒頭でも申し上げましたが、世界中でまん延しております新型コロナウイルスについて、収束に向かいつつあるとはいえ、第2波、第3波と再流行のおそれもあることから、安心することなく、常に備えをしておくことが必要であると考えております。今後、新たな対策の必要性が生じた際は、これまで同様、議員各位の御協力をお願いいたしたいと存じますので、御理解のほど、よろしく御礼申し上げます。

以上、閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（福西広理君） これをもちまして、令和2年川西町議会第2回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午前11時09分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年6月19日

川西町議会  
議長

署名議員

署名議員

## (議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
承認第9号	令和元年度川西町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分について	6月19日	原案承認
承認第10号	令和2年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について	6月19日	原案承認
議案第30号	令和2年度川西町一般会計補正予算について	6月19日	原案可決
議案第31号	令和2年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	6月19日	原案可決
議案第32号	令和2年度川西町水道事業会計補正予算について	6月19日	原案可決
議案第33号	川西町認可地縁団体印鑑条例の一部改正について	6月19日	原案可決
議案第34号	川西町税条例の一部改正について	6月19日	原案可決
議案第35号	川西町手数料条例の一部改正について	6月19日	原案可決
議案第36号	川西町体育施設条例の一部改正について	6月19日	修正可決
議案第37号	ぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正について	6月19日	原案可決
議案第38号	川西町介護保険条例の一部改正について	6月19日	原案可決
議案第39号	川西町水道事業給水条例の一部改正について	6月19日	原案可決
同意第2号	川西町公平委員会委員の選任について	6月8日	原案同意
同意第3号	川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について	6月8日	原案同意
同意第4号	川西町農業委員会委員の任命について	6月8日	原案同意
議案第40号	令和2年度川西町一般会計補正予算について	6月19日	原案可決
発議第1号	全体を視野に入れた予算措置を求める意見書について	6月19日	原案可決
発議第2号	県営水道料金の単価の引き下げを求める意見書について	6月19日	原案可決